

令和 7 年 度

農水産業協同組合貯金保険機構 年 報

令和 8 年 9 月



貯金保険機構

目 次

はじめに	1
第1章 令和7年度の概況	
I. 業務概況	
1. 金融環境をめぐる主な動き	2
2. 機構業務の主な動き	2
II. 各業務概要	5
1. 破綻処理関連	5
2. 破綻処理に関する機構システムの整備	6
3. 貯金者データの整備促進	6
4. 立入検査	6
5. 保険料の収納	6
6. 広報・調査研究活動	7
III. 庶務事項	8
1. 運営委員会委員の異動	8
2. 運営委員会等の開催	8
IV. 損益の状況	9
1. 一般勘定	9
貸借対照表、損益計算書	9
2. 東日本大震災事業者再生支援勘定	12
貸借対照表、損益計算書	12
(資料)	
① 資金援助実績一覧	14
② 組合別資金援助の実績	17
③ 貯金者データ整備説明会の開催状況（令和7年度）	24
④ 組合数・総貯金・保険対象貯金（被保険貯金）・保険料の推移	25
⑤ 令和7年度保険料（都道府県別）	29
⑥ 保険料率の推移	30
⑦ 年度別損益の推移	31
⑧ 保険対象貯金（被保険貯金）と責任準備金の推移	33
⑨ 運営委員会委員、役員等一覧	35
⑩ 機構組織図	36
⑪ 令和7年度（第53事業年度）主要業務日誌	37
第2章 貯金保険制度及び機構の概要	
I. 貯金保険制度の趣旨	38
II. 貯金保険制度の概要	39
1. 対象組合	39

2. 対象貯金等	39
3. 貯金保険制度による保護の範囲	40
(1) 貯金等の保護	
(図表 1) 保護される貯金等の範囲	
(2) 決済債務の保護	
4. 組合の破綻処理	41
(1) 破綻処理方式(資金援助方式と保険金支払方式)	
①資金援助方式の概要	
(図表 2) 資金援助方式による破綻処理フロー図(一例)	
②保険金支払方式の概要	
(図表 3) 保険金支払フロー図	
(2) 仮払金の支払業務	
(3) その他の貸付け業務	
(4) 貯金等債権の買取り	
(図表 4) 組合が破綻した場合の貯金等の取扱いの概念図	
(5) 再生特例法に基づく手続	
(6) 協定債権回収会社	
5. 立入検査業務	50
6. 保険料の収納業務	50
(1) 保険料の納付	
(2) 保険料の額	
(3) 保険料率の決定	
(4) 保険料率の推移	
7. 金融危機への対応のための業務	51
8. 農林中金の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置への対応	
のための業務	51
9. 震災特例業務	52
10. 東日本大震災事業者再生支援業務	52
Ⅲ. 機構の組織等	53
1. 設 立	53
2. 資本金	53
3. 責任準備金	53
4. 借入金及び政府保証	53
5. 運営委員会の議決事項	53
6. 財 務	55
(制度関連資料)	
① (1)貯金保険制度の拡充・整備経過	56
(2)東日本大震災に関する特例措置の拡充・整備経過	58
② 再編強化法に基づく優先出資の実績	59

【凡例】

法令、機関名については、それぞれ、以下の略称で記載している場合がある。

【法令】 施行令、施行規則は省略

- 貯金保険法：農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号）
- 再生特例法：農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成 12 年法律第 95 号）
- 金融機関等更生手続特例法：金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成 8 年法律第 95 号）
- 再編強化法：農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成 8 年法律第 118 号）
- 事業者再生支援機構法：東日本大震災事業者再生支援機構法（平成 23 年法律第 113 号）

【機関】

- 機構：農水産業協同組合貯金保険機構
- 事業者再生支援機構：株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
- 組合：農水産業協同組合
- 農協：農業協同組合
- 信農連：信用農業協同組合連合会
- 漁協：漁業協同組合
- 信漁連：信用漁業協同組合連合会
- 水産加工協：水産加工業協同組合
- 水産加工連：水産加工業協同組合連合会
- 農林中金：農林中央金庫

はじめに

農水産業協同組合貯金保険機構は、農水産業協同組合が貯金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と貯金等債権の買取りを行うほか、経営困難組合に係る合併等に対する資金援助、管理人による管理及び金融危機に対応するための措置並びに農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置等の制度を確立し、もって信用秩序の維持に資することを使命としている。

我が国の金融システムは、引き続きその安定は維持されているものの、様々な状況の変化を踏まえ、金融環境の動向や組合経営における影響などを注視するとともに、破綻処理の迅速化にも取り組む必要がある。

この使命を果たすために、

- ① 破綻処理即応力を高める各種取組の実践や態勢の強化
- ② 専門性の高い人材の確保・育成とノウハウ継承
- ③ 貯金保険機構の業務に関する各種システムの拡充・強化やA I の活用などを通じた効率的な業務運営の推進
- ④ 行政や系統団体など関係機関との緊密な連携

などが極めて重要な課題となっている。

本年報は、機構が令和7年度に取り組んだ業務の概況、貯金保険制度の概要等をまとめたものである。

機構の業務や貯金保険制度の理解の一助になれば幸いである。

【ご注意ください】

- ① 本年報では、「事業年度」の語は「年度」に統一しています。
- ② 本文中の計数は、四捨五入としています。

第1章 令和7年度の概況

I. 業務概況

1. 金融環境をめぐる主な動き

令和7年（2025）年度において、日本経済は、一時期中東情勢が緊迫化し、原油価格の上昇に伴う影響がみられたものの、引き続き緩やかな景気回復が続き、国内総生産は、名目3.7%（実質0.8%）の成長率となった。この間、消費者物価（総合指数）は、前年度比2.6%上昇した。

金融市場をみると、日本銀行が、政策金利を令和7年12月に0.5%程度から0.75%程度に引き上げたほか、長期金利は、前年度末の約1.5%から、令和7年度末に2.3%台まで上昇した。資産価格は、日経平均株価が前年度末の3万5千円台から令和7年度末に5万円台に上昇し、公示地価（令和8年1月公表）は、前年に比べ、特に東京圏・商業地は9.3%、大阪圏・商業地は7.3%の上昇率となるなど、全国的に上昇傾向がみられた。

こうした中、農業分野では、令和7年に入り、米の小売価格が前年の約2倍に高騰するなど供給への不安が高まったことを受け、農林水産省が、同年8月に要因の検証や対応の検証を実施するなどの動きがみられた。

海外を見ると、政策金利は、米国で2025年後半に段階的に引き下げられ、欧州中央銀行では、2025年度当初に引き下げた以降、据え置かれた。欧米の長期金利は、概ね横ばいで推移したが、年度末にかけ、中東情勢の緊迫化に伴う資源価格上昇等を受け、上昇した。

こうした経済・金融環境の下、農林中央金庫において、前期（令和6年度）までに保有する債券の売却・損失処理を進めていた中、令和7年度の連結純損益が、当初の通期見通し（300～700億円）を上回る1,214億円の黒字（前期は約1兆8千億円の赤字）に転換するなど、系統金融機関の経営の健全性は確保された。

なお、農業分野の資金需要の拡大を背景とした民間資金の更なる活用等に向け、政府により、農林中央金庫法の一部を改正する法律案及び農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案が令和8年通常国会に提出され、令和8年4月に可決・成立した。

2. 機構業務の主な動き

機構としては、令和7年度まで延長した中期業務目標にのっとり各種業務を実施した。その主な実績は、以下のとおりである。

(1) 破綻処理態勢への事前の備えの再構築

機構では、破綻処理を経験したことがない職員がほとんどとなっていることや、あらゆる局面においてスピードが求められる時代であることなどを背景に、破綻処理における即応力を強化し、金融制度を取り巻く環境の変化に合わせるべく、破綻処理業務を再構築することが、大きな課題となっている。

このため、平時における「事前準備」として、令和5年度より、いざという場合になすべきことを漏れなく行うために、機構を中心に関係者が行わなければならない行動を時系列で整理しチェックできるようにして、現場での利便性を重視した「タイムラインマニュアル」の整備を開始した。

令和7年度は、昨年度に基礎的な整理を完了した「資金援助方式」と「金融危機への対応のための業務」について課題の解消に向けた取組を継続したほか、「保険金支払方式」と「秩序ある処理」について、タイムラインマニュアルとして基礎的な整理を完了した。

(2) 基幹システムの充実・強化と情報セキュリティの強化

システム基盤のクラウド移行を実施し、運用の効率化（費用低減）やセキュリティ水準の向上を図ることができた。

また、基幹システムのクラウド化に伴う環境変更について、経済安全保障推進法による事前審査に必要な導入計画書等を的確に準備・提出し、遅滞なく導入の承認を得られるように適切に対応した。

さらに、新たに最高情報セキュリティアドバイザーを導入し、政府による情報セキュリティ対策基準の改定も踏まえた情報セキュリティ対策の強化を図った。

今後は、マイナンバーを活用した保険金支払等の事務を円滑にシステム化するための要件定義を計画的かつ的確に対応する。

令和5年7月に改定された政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準を踏まえ、第三者による監査を受監した。

(3) 貯金者データの整備促進

貯金者データの整備促進を図るため、令和7年度においては、貯金者データ整備の到達目標として令和9年度末までを重点取組期間として、他業態と遜色のないレベルを達成すべく、貯金者データ整備の基本方針を策定し、以下の取組を行った。

① 整備手順の見える化

重点取組期間に貯金者データの不備を是正するためのルール、作業手順等を文書に明確化し、役員等が率先して整備に取り組む体制構築を後押しすることを目的とし、令和7年10月に貯金保険機構から都道府県、農林中央金庫ほか各系統機関宛に通知を发出した。通知の发出に当たっては、件数が多く、優先して検証すべきパターンを「優先

検証パターン」として定めるなど、重点取組期間に取り組む事項について分かりやすく示した。さらに、令和7年11月には優先検証パターンの取組状況を自己点検するための「チェックリスト」を示し、農漁協系統・行政庁に共有した。

② 3年後の要整備率ゼロを目指したデータ整備指導の強化

令和7年10月に開催した全国説明会において、優先検証パターン等の説明を行った。また、整備が遅れた県域等についても順次県域等説明会を開催することとし、県域等ごとのデータ整備の特徴や組合アドバイスを示すなど、きめ細かいデータ整備指導を実施した。

③ 要整備指標の一本化

コンピューターシステムの整備の歴史的な経緯から、「疑義率」、「再検証率」、「機構再検証率」と三階建てとなっていた整備の必要性を示す指標を、令和8年3月末取りまとめ分から「要整備率」に一本化した。

このため、整備指標を一本化し、検証条件を最適化した貯金者データ整備検証支援システムを令和8年3月に配布することで、組合等自らが整備状況を把握し、必要な整備に取り組める環境を整備した。システムの配布に当たり、令和8年3月にはシステムの導入に係る全国説明会を実施した。

(4) 貯金保険機構の業務におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

データレス PC 及び無線 LAN の導入によるペーパーレス化に取り組み、紙に書いたメモの PC への転記や、資料印刷などの作業の削減や効率化を図った。今後も環境整備を進め DX を推進していく。

Ⅱ. 各業務概要

1. 破綻処理関連

(1) 組合の破綻処理

平成 15 年度以降、組合の破綻は生じておらず、令和 7 年度においては破綻処理に伴う資金援助の実行はなかった。

令和 7 年度末の資金援助実行の累計は、対象破綻組合 32 件（農協 26 件、漁協 6 件）、金銭贈与 93,958 百万円、資産の買取り 8,858 百万円、債務の保証 6,287 百万円、貸付金等 2,767 百万円となっている。

（資料①）「資金援助実績一覧」参照

（資料②）「組合別資金援助の実績」参照

(2) 買取り資産の回収等

機構は、破綻組合から買い取った資産（債権及び不動産）について、その回収等を協定債権回収会社である（株）整理回収機構及び系統債権管理回収機構（株）に委託することとしている。

令和 7 年度は、組合の破綻処理がなかったことから新規買取りの発生及び過去の処理に係る回収等はなかった。

(3) 破綻処理における実務の検討

機構では、より適切な破綻処理スキームの確立、系統団体等との連携を重視した破綻処理態勢の整備・強化に努めている。

令和 7 年度は、破綻処理をより迅速かつ的確に行えるようにするため、スキームの妥当性の検証と運用マニュアル類の時系列の整備を実施した。

(4) 行政庁との制度運用の内容の共有

機構は、破綻処理スキーム等について行政庁の担当者の理解を深めるため、行政庁向け破綻処理実務全国研修会を実施している。

令和 7 年度においては、令和 7 年 11 月 26 日に 42 都道府県及び内閣府・農林水産省の関係者に対し、組合破綻時における破綻処理スキームの概要、司法・行政手続及び貯金者データ整備全国説明会を開催した。

(5) 系統団体向け実務研修

機構が想定する民事再生法を活用した組合の破綻処理においては、平常時にはない付保・非付保混在貯金の分割、貯金者からの相殺及び概算払等の具体的な実務処理を民

事再生法等の制約の中で円滑に実施することが必要とされている。

このため、機構では、組合破綻時にこれらの実務処理を担う管理人団を構成することが予定される系統団体職員等を対象に、系統指導機関向け破綻処理実務全国研修会を実施している。

令和7年度においては、令和7年12月12日に46都道府県79団体（農協系統）の系統団体職員等を対象に本研修会を開催した。

2. 破綻処理に関する機構システムの整備

機構は、迅速かつ円滑な組合の破綻処理の実施を確保するため、継続的にシステム整備に取り組むとともに、システムのオペレーション研修を機構職員向けに行っている。

令和7年度においては、破綻処理システムの稼働・運用状況等の確認を目的としたシミュレーションテストを農協系統及び漁協系統の各1組合を対象として実施した。

3. 貯金者データの整備促進

機構では、組合における貯金者データ整備に関する理解を深め、その改善を図る取組の一環として、「貯金者データ自己点検再検証システム」を提供し、組合の取組を促進している。

全国の指導機関（農林中金支店、信農連、信漁連）と組合本店（所）の担当者向けの貯金者データ整備説明会を2回、県域等单位での組合等の支店（所）担当者を対象とした貯金者データ整備説明会を7回開催した。

（資料③）「貯金者データ整備説明会の開催状況（令和7年度）」参照

また、「貯金者データ検証支援システム」の導入に当たり、全国の指導機関（農林中金支店、信農連、信漁連）と組合本店（所）の担当者向けに説明会を2回開催した。

4. 立入検査

機構は、貯金保険法第117条第6項第2号の規定に基づく立入検査を行い、①貯金者データ整備推進の取組態勢、②貯金者データの登録及び貯金者管理書類の整備の適正化を検証している。

令和7年度においては、1農協、1信漁連に対して立入検査を実施した。

5. 保険料の収納

令和7年度から保険料率を、決済用貯金については0.010%から0.007%、一般貯金等については0.006%から0.004%にそれぞれ引き下げた。

保険料の納付組合数及び金額は、農協が497組合、4,387百万円、漁協が71組合、31百万円、信農連が31組合、88百万円、信漁連が10組合、76百万円、農林中金が60百万円、合計610組合、4,642百万円であった。

令和6年度と比較すると、保険料率を引き下げたことにより、保険料は2,399百万円の減少となった。

なお、納付組合数は、農協の合併などにより合計13組合減少している。

(資料④) 「組合数・総貯金・保険対象貯金(被保険貯金)・保険料の推移」参照

(資料⑤) 「令和7年度保険料(都道府県別)」参照

(資料⑥) 「保険料率の推移」参照

(資料⑦) 「年度別損益の推移」参照

(資料⑧) 「保険対象貯金(被保険貯金)と責任準備金の推移」参照

6. 広報・調査研究活動

機構は、貯金保険制度が広く貯金者等に理解されることが重要であるとの認識の下、ポスター、リーフレット及びホームページ等を活用した広報活動を行った。

Ⅲ. 庶務事項

1. 運営委員会委員の異動

機構の運営に関する重要事項の議決機関として「運営委員会」が設けられ、委員7人以内並びに機構の理事長（委員長）及び理事で構成されている。委員は、農業、水産業、金融に関して専門的な知識と経験を有する者の中から主務大臣の認可を受け、理事長が任命する。

令和7年度の運営委員会委員の異動については、全員が令和7年8月31日付けで任期満了となり、翌9月1日付けで新たに富永浩明委員が任命されたほか、梶穀委員、木村直人委員、篠田崇委員、田中茉莉子委員、鳥谷礼子委員、福園昭宏委員が再任された。

（資料⑨）「運営委員会委員、役員等一覧」参照

（資料⑩）「農水産業協同組合貯金保険機構組織図」参照

2. 運営委員会等の開催

令和7年度において、次のとおり運営委員会を4回開催した。

- （1）第1回は、令和7年5月14日に「①令和7年度業務運営方針、②令和7年度事前準備の基本方針、③令和7年度貯金者データ整備の基本方針」を報告事項として開催した。
- （2）第2回は、令和7年6月18日に「令和6年度農水産業協同組合貯金保険機構決算（案）」を議題として開催した。提出議案については、原案どおり可決された。
- （3）第3回は、令和7年10月30日に「令和7年度基本方針の進捗報告①事前準備、②貯金者データ整備、（2）富士伊豆農業協同組合訪問報告」を報告事項として開催した。
- （4）第4回は、令和8年3月25日に「令和8年度農水産業協同組合貯金保険機構予算（案）」及び「株式会社整理回収機構との回収業務に関する協定の締結について」「系統債権管理回収機構株式会社との回収業務に関する協定の締結について」を議題として開催した。提出議案については、いずれも原案どおり可決された。

（資料⑪）「令和7年度（第53事業年度）主要業務日誌」参照

IV. 損益の状況

1. 一般勘定

令和7年度における一般勘定の収益は、保険料収入 4,642 百万円、資産運用収入 1,044 百万円の、総額 5,687 百万円となった。

一方、費用は、一般管理費等 634 百万円となった。

この結果、収益総額が費用総額を 5,052 百万円上回り、これを全額責任準備金に繰り入れたことから、令和7年度末における一般勘定の責任準備金の額は、491,246 百万円となった。

一 般 勘 定

貸 借 対 照 表

(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	306,765,629	流 動 負 債	26,944
現金・預金	228,193,231	未 払 金	25,441
有 価 証 券	78,472,592	預 り 金	1,502
未 収 収 益	99,805		
		固 定 負 債	491,324,403
固 定 資 産	184,885,718	責 任 準 備 金	491,246,487
有形固定資産	14,913	退職給与引当金	77,915
建 物	60		
工具・器具・備品	14,853	(負債合計)	491,351,347
投資その他の資産	184,870,804	資 本 金	300,000
投資有価証券	184,825,293	政 府 出 資 金	75,000
敷金・保証金	45,511	日 本 銀 行 出 資 金	75,000
		民 間 出 資 金	150,000
		(純資産合計)	300,000
資産合計	491,651,347	負債・純資産合計	491,651,347

(注) 各計数は、単位未満切捨て。

損 益 計 算 書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 費 用	5,686,631	経 常 収 益	5,686,631
一般管理費	634,422	保険料収入	
一般管理費	622,300	保険料	4,642,132
退職給与引当金繰入	10,607	資産運用収入	1,044,203
減価償却費	1,514	事業外収益	295
責任準備金繰入	5,052,209		
特 別 損 失	0		
固定資産除却損	0		
合 計	5,686,631	合 計	5,686,631

(注) 各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

1. 有価証券の評価は、償却原価法（定額法）。
2. 有形固定資産の償却は定額法。減価償却累計額 22,552 千円。
3. 貸倒引当金は、破産、民事再生等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額等を控除し、その残額を計上。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上。

上記以外の債権については、合理的と認める貸倒率に基づき計上。

ただし、これらに該当する債権が当年度末には存在しないことから、計上せず。

4. 退職給与引当金は、役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上。
5. 責任準備金は、農水産業協同組合貯金保険法施行規則第15条第1項に基づき保険料、受取利息等の収益の合計額から保険金、資金援助費用、その他の費用の合計額を控除した金額を積

立。

6. 消費税の会計処理方法は税込方式。

7. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおり。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上 額	時 価	差 額
① 現金及び預金	228, 193	228, 193	0
② 有価証券及び投資有価証券	263, 297	246, 617	△ 16, 680

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、決算日の市場価格等に基づく時価を適用している。

2. 東日本大震災事業者再生支援勘定

令和7年度における東日本大震災事業者再生支援勘定の収益は、事業外収益として預金利息4千円となった。

一方、費用の支出はなかった。

この結果、当期利益金は4千円となった。

東日本大震災事業者再生支援勘定

貸 借 対 照 表

(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,895	流 動 負 債	—
現金・預金	1,895	固 定 負 債	—
固 定 資 産	1,977,800	(負債合計)	—
投資その他の資産		資 本 金	1,980,000
東日本大震災事業者再生 支援機構株式	1,977,800	政 府 出 資 金	1,980,000
		欠 損 金	△304
		繰越欠損金	△308
		当期未処分利益	3
		(純資産合計)	1,979,695
資産合計	1,979,695	負債・純資産合計	1,979,695

(注) 各計数は、単位未満切捨て。

損 益 計 算 書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 費 用	0	経 常 収 益	3
一般管理費	0	事業外収益	3
当 期 利 益 金	3		
合 計	3	合 計	3

(注) 各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

1. 有価証券の評価は、総平均法による原価法。
2. 消費税の会計処理方法は税込方式。
3. 金融商品の時価等に関する事項

(単位：百万円)

区分	帳簿価格
非上場株式	1,977

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、当該帳簿価格によっている。

(資料 ①)

資金援助実績一覧

(令和8年3月末現在)

運営委員会 議 決 日	契約日	要 償 却 額 〔支援内訳〕	機構支援額	救済組合	経営困難組合	救済方法
昭和 62. 7. 27	昭和 62. 8. 1	610億円 毎年度 全国 15. 00億円 地元 15. 00億円	第1期 金銭贈与(分割) 5年 (計画22年) 毎年度 3. 50億円	田上農協 〔現:鹿児島みらい 農協〕 〔資金援助先〕 鹿児島県信農連	鹿児島市農協	吸収合併
平成 4. 2. 17	平成 4. 2. 29		第2期 金銭贈与(分割) 5年 毎年度 3. 50億円			
9. 3. 25	9. 4. 1		第3期 金銭贈与(分割) 5年 毎年度 4. 96億円 (残り12年を5年に短縮)			
6. 3. 23	6. 4. 1	28. 83億円 毎年度 全国 1. 50億円 地元 1. 50億円	第1期 金銭贈与(分割) 5年 (計画15年) 毎年度 0. 75億円	美野里町農協 〔現:新ひたち野 農協〕	新みのり信用農協 〔トキワ園芸農協 の信用事業を 譲り受け〕	吸収合併
11. 2. 18	11. 4. 1	24. 58億円 全国 12. 29億円 地元 12. 29億円	第2期 金銭贈与 6. 56億円 (11. 4. 1実施) (残り10年を一括処理)			
9. 3. 25	9. 4. 1	45. 95億円 全国 14. 56億円 地元 14. 60億円	金銭贈与 11. 90億円 (9. 6. 23実施)	なぎさ漁協 〔現:山口県漁協〕	黒井漁協	事業譲渡
9. 7. 4	9. 7. 15	135. 34億円 全国 45. 00億円 地元 85. 00億円	金銭贈与 36. 80億円 (9. 10. 1実施)	高松市中央農協 〔現:香川県農協〕	高松東部農協	事業譲渡
10. 3. 26	10. 4. 1	162. 40億円 全国 75. 50億円 地元 75. 50億円	金銭贈与 61. 80億円 (10. 4. 1実施)	桜井しき農協 〔現:奈良県農協〕	広陵町農協	吸収合併
11. 2. 18	11. 3. 1	72. 51億円 全国 14. 57億円 地元 29. 15億円	金銭贈与 11. 97億円 (11. 3. 1実施)	壬生町農協 都賀町農協 大平町農協 〔現:下野農協〕	栃木市農協	新設合併
	11. 4. 1		資金貸付 (信連子会社貸付) 19. 00億円 (11. 4. 1実施)	〔資金援助先〕 栃木県信農連 〔農林中央金庫と統 合〕		
11. 3. 26	11. 4. 1	53. 96億円 全国 23. 36億円 地元 23. 40億円	金銭贈与 20. 86億円 (11. 4. 1実施)	京都府信漁連	舞鶴信用漁協	事業譲渡
11. 3. 26	11. 4. 1	24. 25億円 全国 6. 28億円 地元 12. 56億円	金銭贈与 5. 86億円 (11. 4. 1実施)	魚津市農協	道下信用農協	吸収合併
11. 6. 22	11. 6. 30	19. 94億円 全国 5. 10億円 地元 10. 22億円	金銭贈与 4. 19億円 (11. 7. 1実施)	奄美農協 〔現:あまみ農協〕	名瀬市農協 笠利町農協	事業譲渡 吸収合併
11. 6. 22	11. 8. 5	9. 28億円 全国 4. 31億円 地元 4. 84億円	金銭贈与 3. 53億円 (11. 9. 1実施)	長崎市新三重漁協 〔長崎県信漁連(現 九州信漁連)に信用 事業譲渡〕	長崎市式見漁協	吸収合併
12. 3. 28	12. 4. 1	223. 56億円 全国 154. 00億円 地元 54. 70億円	金銭贈与 135. 00億円 (12. 4. 3実施)	東長崎農協 〔現:長崎西彼農協〕	長崎市農協	吸収合併
	12. 4. 20		劣後ローン 5. 00億円 (12. 4. 20実施)			

運営委員会 議 決 日	契約日	要 償 却 額 〔支援内訳〕	機構支援額	救済組合	経営困難組合	救済方法
13. 2. 22	13. 3. 30	33. 91億円 全国 20. 29億円 地元 12. 00億円	金銭贈与 17. 35億円 (13. 4. 2実施)	阿武萩地区12漁協 (三見、萩市玉江浦、 萩、萩越ヶ浜、 萩市大井湊、 萩市大島、見島、 宇津、奈古、宇田郷、 須佐、江崎) 〔現:山口県漁協〕	萩小畑漁協 大井浦漁協	新設合併 (山口県 阿武萩地区 単一漁協)
13. 7. 24	13. 7. 31	107. 98億円 全国 49. 59億円 地元 49. 60億円	金銭贈与 40. 57億円 (13. 8. 13実施)	阿寒町農協 〔現:阿寒農協〕	釧路市農協	吸収合併
	13. 8. 13		劣後ローン 2. 50億円 (13. 8. 13実施)			
	13. 7. 31		資産買取り 1. 95億円 (13. 7. 31実施)			
13. 12. 11	13. 12. 18	359. 88億円 全国 242. 52億円 地元 88. 00億円	金銭贈与 (特別資金援助) 212. 47億円 (14. 1. 4実施) (返還後 207. 28億円)	岡山県信農連 〔農林中央金庫と統 合〕	日生町信用農協	事業譲渡
	13. 12. 17		資産買取り 30. 31億円 (13. 12. 17実施)			
14. 1. 23	14. 1. 31	13. 17億円 全国 10. 27億円 地元 —	金銭贈与 (特別資金援助) 7. 93億円 (14. 2. 5実施) (返還後 7. 34億円)	湧別農協 芭露農協 〔現:湧別町農協〕	湧別町畜産農協	新設合併
	14. 2. 13		劣後ローン 1. 17億円 (14. 2. 13実施)			
14. 3. 13	14. 3. 25	348. 87億円 全国 248. 11億円 地元 33. 03億円	金銭贈与(特別資金援助) 222. 55億円 (14. 4. 9実施) (返還後 221. 55億円)	沖縄県19農協 (伊江村、サンライズ、 宜野湾市、浦添市、 首里、真和志、小禄、 豊見城村、糸満市 おきな、南風原町、 津嘉山、渡嘉敷村、 粟国村、南大東村、 北大東村、宮古郡、 下地町、伊良部町) 〔現:沖縄県農協〕	やんばる農協 伊平屋村農協 伊是名村農協 ゆいな農協 沖縄市コザ農協 島尻東農協 久米島農協 八重山郡農協	新設合併 (県単一農協)
	14. 3. 22		資産買取り (6農協:やんばる、ゆいな、 沖縄市コザ、島尻東、 久米島、八重山郡) 11. 34億円 (14. 3. 22実施)			
14. 3. 13	14. 3. 25	7. 24億円 全国 4. 40億円 地元 0. 59億円	金銭贈与(特別資金援助) 3. 94億円 (14. 4. 1実施)	沖縄県信農連 〔現:沖縄県農協〕	与那国町農協	事業譲渡
14. 3. 13	14. 4. 1	65. 01億円 全国 33. 97億円 地元 27. 17億円	金銭贈与 27. 80億円 (14. 4. 10実施) (返還後 24. 35億円)	高田郡農協 〔現:ひろしま農協〕	八千代町農協	吸収合併
	14. 3. 22		資産買取り 13. 41億円 (14. 3. 25実施)			
14. 3. 13	14. 4. 1	78. 91億円 全国 25. 09億円 地元 39. 81億円	金銭贈与 20. 53億円 (14. 4. 10実施) (返還後 19. 04億円)	広島市農協	広島安佐農協	吸収合併
	14. 3. 22		資産買取り 12. 10億円 (14. 3. 25実施)			

運営委員会 議 決 日	契約日	要 償 却 額 〔支援内訳〕	機構支援額	救済組合	経営困難組合	救済方法
14. 3. 13	14. 4. 1	92. 78億円 全国 24. 75億円 地元 16. 91億円	金銭贈与 20. 25億円 (14. 6. 11実施) (返還後 17. 25億円)	福山北農協 〔現:福山市農協〕	府中市農協 新市農協	吸収合併
	14. 3. 22		資産買取り 9. 18億円 (14. 3. 25実施)			
14. 3. 13	14. 3. 27	14. 42億円 全国 5. 10億円 地元 5. 14億円	金銭贈与 4. 17億円 (14. 4. 18実施)	大分県26漁協 (中津市、宇佐市、 豊後高田市、真玉町、 香々地町、国見町、 姫島村、くにさき、 武蔵町、安岐町、 杵築市、日出町、 別府市、大分市、 神崎、佐賀関町、 臼杵市、津久見市、 保戸島、上浦町、 佐伯市、米水津村、 上入津、下入津、 蒲江、名護屋) 〔現:大分県漁協〕	鶴見町漁協	新設合併 (県単一漁協)
14. 11. 1	14. 11. 1		貯払い資金の貸付 0. 58億円 (14. 11. 1 実施) (第1回配当後 0. 38億円) (第2回配当後 0. 25億円) (第3回(最終)配当後 0. 23億円)	勝英農協 〔現:晴れの国岡山 農協〕	大原町農協	付保貯金移転
14. 11. 5	14. 11. 5	77. 54億円 全国 70.92億円 (第1回配当後47. 84億円) (第2回配当後31. 52億円) (第3回(最終)配当後 28. 26億円) 地元 0. 64億円 (第1回配当後 0. 42億円) (第2回配当後 0. 28億円) (第3回(最終)配当後 0. 25億円)	債務の保証限度額 62. 87億円 (14. 11. 5実施) (債務の保証履行 41. 69億円) (15. 9. 16実施) (第2回配当後27. 48億円) (第3回(最終)配当後 24. 82億円)			
15. 8. 8	15. 8. 26		資産買取り10. 29億円 (15. 8. 27実施)			

*大原町農協の第1回配当は平成15年8月28日、第2回配当は平成17年6月30日、第3回配当は平成22年12月10日に実施された。

(資料 ②)

組合別資金援助の実績

(令和8年3月末現在)

- ① 鹿児島市農協(鹿児島県:昭和62年7月27日、平成4年2月17日、平成9年3月25日運営委員会議決)

項 目	内 容	備 考
経 営 困 難 組 合	鹿児島市農協	
救 済 組 合	田上農協 (現:鹿児島みらい農協)	コープファイナンス(株)が一部の固定化債権の回収、償却を行う
救 済 方 法	合 併	
再 建 計 画	現行計画(H9~H13)	再建期間は、昭和62年以降15年間(当初22年)
資 金 援 助 の 相 手	鹿児島県信農連	全国農協相援制度を通じて援助
資 金 援 助 の 方 法	金銭贈与	分割贈与(利子補給等)
援 助 額	(S62~H8) 3.5億円/年	相援5.8億円、農中5.7億円、県内15億円
	(H9~H13) 4.96億円/年	相援8.22億円、農中8.07億円、県内21.25億円
資 金 援 助 実 施 日	毎年度末	

- ② トキワ園芸農協(茨城県:平成6年3月23日、平成11年2月18日運営委員会議決)

項 目	内 容	備 考
経 営 困 難 組 合	新みのり信用農協	トキワ園芸農協の信用事業を譲受した新設農協
救 済 組 合	美野里町農協 (現:新ひたち野農協)	
救 済 方 法	合 併	
再 建 計 画	平成11年度中に償却を完了	再建期間は、当初平成6年度以降15年間(平成11年度に残り10年を一括処理)
資 金 援 助 の 相 手	美野里町農協	全国農協相援は、別途支援
資 金 援 助 の 方 法	金銭贈与	分割贈与、平成11年度一括贈与
援 助 額	(H6~H10) 0.75億円/年	他に、相援0.2億円、農中0.55億円、県内1.5億円
	(H11) 6.56億円	他に、相援1.54億円、農中4.19億円、県内12.29億円
資 金 援 助 実 施 日	(H6~H10) 毎年度末 (H11) 平成11年4月1日	

- ③ 黒井漁協(山口県:平成9年3月25日運営委員会議決)

項 目	内 容	備 考
経 営 困 難 組 合	黒井漁協	
救 済 組 合	なぎさ漁協 (現:山口県漁協)	信用事業のみを行う新設漁協
救 済 方 法	信用事業全部譲渡	黒井漁協は、経済事業のみを行う
資 金 援 助 の 相 手	なぎさ漁協	全国漁協相援は、別途支援
資 金 援 助 の 方 法	金銭贈与	一括贈与
援 助 額	11.9億円	他に、相援2.66億円、県内14.6億円(県系統組織は、別途13.89億円)
資 金 援 助 実 施 日	平成9年6月23日	

④ 高松東部農協（香川県：平成9年7月4日運営委員会議決）

項 目	内 容	備 考
経 営 困 難 組 合	高松東部農協	
救 済 組 合	高松市中央農協 (現：香川県農協)	隣接農協
救 済 方 法	信用事業全部譲渡	全事業譲渡
資 金 援 助 の 相 手	高松市中央農協	全国農協相援は、別途支援
資 金 援 助 の 方 法	金銭贈与	一括贈与
援 助 額	36.8 億円	他に、相援 8.2 億円、県内 85 億円
資 金 援 助 実 施 日	平成9年10月1日	

⑤ 広陵町農協（奈良県：平成10年3月26日運営委員会議決）

項 目	内 容	備 考
経 営 困 難 組 合	広陵町農協	
救 済 組 合	桜井しき農協 (現：奈良県農協)	隣接農協
救 済 方 法	合 併	
資 金 援 助 の 相 手	桜井しき農協	全国農協相援は、別途支援
資 金 援 助 の 方 法	金銭贈与	一括贈与
援 助 額	61.8 億円	他に、相援 13.7 億円、県内 75.5 億円
資 金 援 助 実 施 日	平成10年4月1日	

⑥ 栃木市農協（栃木県：平成11年2月18日運営委員会議決）

項 目	内 容	備 考
経 営 困 難 組 合	栃木市農協	
救 済 組 合	壬生町農協、都賀町農協、 大平町農協（現：下野農協）	隣接農協
救 済 方 法	新設合併	4 農協が合併し、下野農協を新設
資 金 援 助 の 相 手	栃木県信農連 (農林中央金庫と統合)	全国農協相援制度を通じて援助
資 金 援 助 の 方 法	金銭贈与 資金貸付	一括贈与 信連への貸付(貸付債権買取費用分)
援 助 額	金銭贈与 11.97 億円 資金貸付 19 億円	他に、相援 2.6 億円、県内 29.15 億円
資 金 援 助 実 施 日	金銭贈与：平成11年3月1日 資金貸付：平成11年4月1日	

⑦ 舞鶴信用漁協（京都府：平成11年3月26日運営委員会議決）

項 目	内 容	備 考
経 営 困 難 組 合	舞鶴信用漁協	
救 済 組 合	京都府信漁連	
救 済 方 法	信用事業全部譲渡	共済事業譲渡後解散
資 金 援 助 の 相 手	京都府信漁連	全国漁協相援は、別途支援
資 金 援 助 の 方 法	金銭贈与	一括贈与
援 助 額	20.86 億円	他に、相援 2.5 億円、府内 23.40 億円
資 金 援 助 実 施 日	平成11年4月1日	

⑧ 道下信用農協（富山県：平成 11 年 3 月 26 日運営委員会議決）

項 目	内 容	備 考
経 営 困 難 組 合	道下信用農協	
救 済 組 合	魚津市農協	隣接農協
救 済 方 法	合 併	
資 金 援 助 の 相 手	魚津市農協	全国農協相援は、別途支援
資 金 援 助 の 方 法	金銭贈与	一括贈与
援 助 額	5.86 億円	他に、相援 0.42 億円、県内 12.56 億円
資 金 援 助 実 施 日	平成 11 年 4 月 1 日	

⑨ 名瀬市農協・笠利町農協（鹿児島県：平成 11 年 6 月 22 日運営委員会議決）

項 目	内 容	備 考
経 営 困 難 組 合	名瀬市農協・笠利町農協	
救 済 組 合	奄美農協（現：あまみ農協）	隣接農協
救 済 方 法	信用事業全部譲渡・合併	名瀬市農協…全事業譲渡 笠利町農協…合併
資 金 援 助 の 相 手	奄美農協	全国農協相援は、別途支援
資 金 援 助 の 方 法	金銭贈与	一括贈与
援 助 額	4.19 億円	他に、相援 0.91 億円、県内 10.22 億円
資 金 援 助 実 施 日	平成 11 年 7 月 1 日	

⑩ 長崎市式見漁協（長崎県：平成 11 年 6 月 22 日運営委員会議決）

項 目	内 容	備 考
経 営 困 難 組 合	長崎市式見漁協	
救 済 組 合	長崎市新三重漁協 （長崎県信漁連（現九州信漁連）に信用事業譲渡）	隣接漁協
救 済 方 法	合 併	
資 金 援 助 の 相 手	長崎市新三重漁協	全国漁協相援は、別途支援
資 金 援 助 の 方 法	金銭贈与	一括贈与
援 助 額	3.53 億円	他に、相援 0.78 億円、県内 4.84 億円
資 金 援 助 実 施 日	平成 11 年 9 月 1 日	

⑪ 長崎市農協（長崎県：平成 12 年 3 月 28 日運営委員会議決）

項 目	内 容	備 考
経 営 困 難 組 合	長崎市農協	
救 済 組 合	東長崎農協 （現：長崎西彼農協）	隣接農協
救 済 方 法	合 併	
資 金 援 助 の 相 手	東長崎農協	全国農協相援は、別途支援
資 金 援 助 の 方 法	金銭贈与 劣後ローン供与	一括贈与 自己資本の充実
援 助 額	金銭贈与 135 億円 劣後ローン 5 億円	他に、相援 19 億円、県内 54.7 億円
資 金 援 助 実 施 日	金銭贈与：平成 12 年 4 月 3 日 劣後ローン：平成 12 年 4 月 20 日	

⑫ 萩小畑漁協・大井浦漁協（山口県：平成 13 年 2 月 22 日運営委員会議決）

項 目	内 容	備 考
経 営 困 難 組 合	萩小畑漁協・大井浦漁協	
救 済 組 合	阿武萩地区 12 漁協 (現：山口県漁協)	
救 済 方 法	新設合併	阿武萩地区 14 漁協が合併し、山口はぎ漁協(地区単一漁協)を新設
資 金 援 助 の 相 手	山口はぎ漁協 (現：山口県漁協)	全国漁協相援は、別途支援
資 金 援 助 の 方 法	金銭贈与	一括贈与
援 助 額	17.35 億円	他に、相援 2.94 億円、県内 12 億円
資 金 援 助 実 施 日	平成 13 年 4 月 2 日	

⑬ 釧路市農協（北海道：平成 13 年 7 月 24 日運営委員会議決）

項 目	内 容	備 考
経 営 困 難 組 合	釧路市農協	
救 済 組 合	阿寒町農協 (現：阿寒農協)	隣接農協
救 済 方 法	合併	
資 金 援 助 の 相 手	阿寒町農協	全国農協相援は、別途支援
資 金 援 助 の 方 法	金銭贈与 劣後ローン供与 資産買取り	一括贈与 自己資本の充実 (株)整理回収機構に資産買取りを委託
援 助 額	金銭贈与 40.57 億円 劣後ローン 2.50 億円 資産買取り 1.95 億円	他に、相援 9.02 億円、道内 49.6 億円
資 金 援 助 実 施 日	金 銭 贈 与：平成 13 年 8 月 13 日 劣後ローン：平成 13 年 8 月 13 日 資産買取り：平成 13 年 7 月 31 日	

⑭ 日生町信用農協（岡山県：平成 13 年 12 月 11 日運営委員会議決）

項 目	内 容	備 考
経 営 困 難 組 合	日生町信用農協	
救 済 組 合	岡山県信農連 (農林中央金庫と統合)	
救 済 方 法	信用事業全部譲渡	信用事業譲渡の日に解散
資 金 援 助 の 相 手	岡山県信農連	全国農協相援は、別途支援
資 金 援 助 の 方 法	金銭贈与 資産買取り	一括贈与(特別資金援助) (株)整理回収機構に資産買取りを委託
援 助 額	金銭贈与 212.47 億円 (減額後 207.28 億円) 資産買取り 30.31 億円	他に、相援 30.05 億円、県内 88 億円
資 金 援 助 実 施 日	金 銭 贈 与：平成 14 年 1 月 4 日 資産買取り：平成 13 年 12 月 17 日	

⑮ 湧別町畜産農協（北海道：平成 14 年 1 月 23 日運営委員会議決）

項 目	内 容	備 考
経 営 困 難 組 合	湧別町畜産農協	
救 済 組 合	湧別農協・芭露農協 (現：湧別町農協)	隣接農協
救 済 方 法	新設合併	3 農協が合併し、湧別町農協を新設
資 金 援 助 の 相 手	湧別町農協	
資 金 援 助 の 方 法	金銭贈与 劣後ローン供与	一括贈与(特別資金援助) 自己資本の充実
援 助 額	金銭贈与 7.93 億円 (減額後 7.34 億円) 劣後ローン 1.17 億円	他に、農林中金 2.34 億円(債権放棄)
資 金 援 助 実 施 日	金銭贈与：平成 14 年 2 月 5 日 劣後ローン：平成 14 年 2 月 13 日	

⑯ 沖縄県下 8 農協（沖縄県：平成 14 年 3 月 13 日運営委員会議決）

項 目	内 容	備 考
経 営 困 難 組 合	やんばる農協・伊平屋村農協・ 伊是名村農協・ゆいな農協・ 沖縄市コザ農協・島尻東農協・ 久米島農協・八重山郡農協	
救 済 組 合	沖縄県 19 農協 (現：沖縄県農協)	
救 済 方 法	新設合併	県下 27 農協が合併し、沖縄県農協(県単 一農協)を新設
資 金 援 助 の 相 手	沖縄県農協	J Aバンク支援基金は、別途支援
資 金 援 助 の 方 法	金銭贈与 資産買取り(6 農協)	一括贈与(特別資金援助) (株)整理回収機構に資産買取りを委託
援 助 額	金銭贈与 222.55 億円 (減額後 221.55 億円) 資産買取り 11.34 億円	他に、支援基金 25.56 億円、県内 33.03 億 円
資 金 援 助 実 施 日	金銭贈与：平成 14 年 4 月 9 日 資産買取り：平成 14 年 3 月 22 日	

⑰ 与那国町農協（沖縄県：平成 14 年 3 月 13 日運営委員会議決）

項 目	内 容	備 考
経 営 困 難 組 合	与那国町農協	
救 済 組 合	沖縄県信農連 (現：沖縄県農協)	
救 済 方 法	信用事業全部譲渡	信用事業譲渡の日に解散
資 金 援 助 の 相 手	沖縄県信農連	J Aバンク支援基金は、別途支援
資 金 援 助 の 方 法	金銭贈与	一括贈与(特別資金援助)
援 助 額	3.94 億円	他に、支援基金 0.46 億円、県内 0.59 億円
資 金 援 助 実 施 日	平成 14 年 4 月 1 日	

⑱ 八千代町農協（広島県：平成 14 年 3 月 13 日運営委員会議決）

項 目	内 容	備 考
経 営 困 難 組 合	八千代町農協	
救 済 組 合	高田郡農協 (現：ひろしま農協)	隣接農協
救 済 方 法	合併	
資 金 援 助 の 相 手	高田郡農協	J Aバンク支援基金は、別途支援
資 金 援 助 の 方 法	金銭贈与 資産買取り	一括贈与 系統債権管理回収機構(株)に資産買取りを委託
援 助 額	金銭贈与 27.80 億円 (減額後 24.35 億円) 資産買取り 13.41 億円	他に、支援基金 6.17 億円、県内 27.17 億円
資 金 援 助 実 施 日	金銭贈与：平成 14 年 4 月 10 日 資産買取り：平成 14 年 3 月 25 日	

⑲ 広島安佐農協（広島県：平成 14 年 3 月 13 日運営委員会議決）

項 目	内 容	備 考
経 営 困 難 組 合	広島安佐農協	
救 済 組 合	広島市農協	隣接農協
救 済 方 法	合併	
資 金 援 助 の 相 手	広島市農協	J Aバンク支援基金は、別途支援
資 金 援 助 の 方 法	金銭贈与 資産買取り	一括贈与 (株)整理回収機構に資産買取りを委託
援 助 額	金銭贈与 20.53 億円 (減額後 19.04 億円) 資産買取り 12.10 億円	他に、支援基金 4.56 億円、県内 39.81 億円
資 金 援 助 実 施 日	金銭贈与：平成 14 年 4 月 10 日 資産買取り：平成 14 年 3 月 25 日	

⑳ 府中市農協・新市農協（広島県：平成 14 年 3 月 13 日運営委員会議決）

項 目	内 容	備 考
経 営 困 難 組 合	府中市農協・新市農協	
救 済 組 合	福山北農協 (現：福山市農協)	隣接農協
救 済 方 法	合併	
資 金 援 助 の 相 手	福山北農協	J Aバンク支援基金は、別途支援
資 金 援 助 の 方 法	金銭贈与 資産買取り	一括贈与 (株)整理回収機構に資産買取りを委託
援 助 額	金銭贈与 20.25 億円 (減額後 17.25 億円) 資産買取り 9.18 億円	他に、支援基金 4.50 億円、県内 16.91 億円
資 金 援 助 実 施 日	金銭贈与：平成 14 年 6 月 11 日 資産買取り：平成 14 年 3 月 25 日	

② 鶴見町漁協（大分県：平成 14 年 3 月 13 日運営委員会議決）

項 目	内 容	備 考
経 営 困 難 組 合	鶴見町漁協	
救 済 組 合	大分県 26 漁協 (現：大分県漁協)	
救 済 方 法	新設合併	県下 27 漁協が合併し、大分県漁協(県単一漁協)を新設
資 金 援 助 の 相 手	大分県漁協	全国漁協相援は、別途支援
資 金 援 助 の 方 法	金銭贈与	一括贈与
援 助 額	4.17 億円	他に、相援 0.93 億円、県内 5.14 億円
資 金 援 助 実 施 日	平成 14 年 4 月 18 日	

② 大原町農協（岡山県：平成 14 年 11 月 1 日運営委員会議決 貯払い資金の貸付け
：平成 14 年 11 月 5 日運営委員会議決 債務の保証
：平成 15 年 8 月 8 日運営委員会議決 資産買取り）

項 目	内 容	備 考
経 営 困 難 組 合	大原町農協	
救 済 組 合	勝英農協 (現：晴れの国岡山農協)	隣接農協
救 済 方 法	付保貯金の移転	
資 金 援 助 の 相 手	勝英農協	J Aバンク支援基金は、別途支援
資 金 援 助 等 の 方 法	貯払い資金の貸付 債務の保証 資産の買取り	債務の保証履行 (株)整理回収機構・系統債権管理回収機構 (株)に資産買取りを委託
援 助 額	貯払い資金の貸付 0.58 億円 (第 1 回配当後 0.38 億円) (第 2 回配当後 0.25 億円) (第 3 回(最終)配当後 0.23 億円) 債務の保証限度額 62.87 億円 (債務の保証履行 41.69 億円) (第 2 回配当後 27.48 億円) (第 3 回(最終)配当後 24.82 億円) 資産買取り 10.29 億円	第 1 回配当日 : 平成 15 年 8 月 28 日 第 2 回配当日 : 平成 17 年 6 月 30 日 第 3 回配当日 : 平成 22 年 12 月 10 日 債務の保証履行日：平成 15 年 9 月 16 日
資 金 援 助 等 実 施 日	貯払い資金の貸付 ：平成 14 年 11 月 1 日 債務の保証 ：平成 14 年 11 月 5 日 資産買取り ：平成 15 年 8 月 27 日	

貯金者データ整備説明会の開催状況（令和7年度）

	年 月 日	都道府県名	開 催 先
1	7. 12. 11	大 阪 府	大阪府信農連
2	8. 1. 16	石 川 県	石川県信農連
3	8. 1. 23	—	九州信漁連
4	8. 2. 6	長 野 県	長野県信農連
5	8. 2. 13	長 崎 県	農中長崎支店
6	8. 2. 19	新 潟 県	新潟県信農連
7	8. 3. 13	山 梨 県	山梨県信農連

(資料④－１)

組合数・総貯金・保険対象貯金(被保険貯金)・保険料の推移 (昭和 48 年度から平成 12 年度まで)

区分 年度	対象組合数			農 協			漁 協			合 計		
	農 協	漁 協	計	総貯金 (億円)	保険対象貯金 (億円)	保険料 (百万円)	総貯金 (億円)	保険対象貯金 (億円)	保険料 (百万円)	総貯金 (億円)	保険対象貯金 (億円)	保険料 (百万円)
47	—	—	—	93,268	91,671	—	4,016	3,934	—	97,284	95,605	—
48	5,428	1,832	7,260	113,187	111,007	183	5,202	5,110	8	118,389	116,117	191
49	5,202	1,833	7,035	130,133	128,077	666	5,872	5,794	31	136,005	133,871	697
50	4,904	1,808	6,712	152,478	149,839	769	7,047	6,954	35	159,525	156,793	803
51	4,846	1,800	6,646	173,203	170,207	899	8,325	8,205	42	181,528	178,412	941
52	4,800	1,798	6,598	194,374	190,695	1,021	10,021	9,868	49	204,394	200,563	1,070
53	4,653	1,799	6,452	219,334	215,074	1,144	11,220	11,039	59	230,555	226,113	1,203
54	4,633	1,808	6,441	244,556	239,369	1,290	12,178	11,960	66	256,734	251,330	1,357
55	4,605	1,795	6,400	268,700	262,934	1,437	12,807	12,557	72	281,508	275,490	1,508
56	4,578	1,797	6,375	295,243	288,788	1,578	13,790	13,499	75	309,033	302,287	1,653
57	4,480	1,793	6,273	317,096	309,932	1,733	14,807	14,486	81	331,904	324,418	1,814
58	4,424	1,792	6,216	337,599	329,693	1,860	15,231	14,869	87	352,830	344,562	1,946
59	4,385	1,790	6,175	362,248	354,167	1,980	15,997	15,596	89	378,245	369,763	2,069
60	4,369	1,787	6,156	387,802	378,738	2,125	16,545	16,113	94	404,346	394,851	2,219
61	4,321	1,790	6,111	407,772	397,779	3,282	17,018	16,536	140	424,790	414,315	3,422
62	4,243	1,783	6,026	432,403	421,080	4,270	18,016	17,477	178	450,419	438,557	4,448
63	4,113	1,776	5,889	465,495	451,743	4,948	18,876	18,266	205	484,372	470,009	5,153

- (注) 1. 対象組合数は、各年 6 月 30 日現在 (ただし、昭和 48 年は 9 月 29 日現在)
2. 対象組合は、貯金残高を有する組合
3. 保険料率・一般保険料 昭和 48 年度から昭和 60 年度まで・・・0.006% (ただし、昭和 48 年度は 9 月～12 月の 4 カ月分)
昭和 61 年度・・・0.01%、昭和 62 年度・・・0.011%
昭和 63 年度から平成 7 年度まで・・・0.012%
4. 保険料は、前年度の保険対象貯金に当該年度の保険料率を乗じたもの。
5. 各計数は、単位未満を四捨五入

区分 年度	対象組合数			農 協			漁 協			計		
	農 協	漁 協	計	総貯金 (億円)	保険対象貯金 (億円)	保険料 (百万円)	総貯金 (億円)	保険対象貯金 (億円)	保険料 (百万円)	総貯金 (億円)	保険対象貯金 (億円)	保険料 (百万円)
1	3,881	1,762	5,643	512,614	496,383	5,421	20,089	19,412	219	532,703	515,794	5,640
2	3,742	1,755	5,497	561,603	543,042	5,957	21,112	20,305	233	582,715	563,346	6,190
3	3,597	1,746	5,343	606,642	586,235	6,516	21,950	21,036	244	628,592	607,270	6,760
4	3,389	1,733	5,122	630,325	608,208	7,034	22,203	21,244	252	652,528	629,451	7,287
5	3,109	1,682	4,791	654,711	632,010	7,298	21,245	20,285	255	675,955	652,295	7,553
6	2,819	1,547	4,366	676,965	653,914	7,584	20,133	19,178	243	697,098	673,092	7,828
7	2,586	1,444	4,030	676,306	653,046	7,847	27,926	22,854	230	704,232	675,900	8,077
8	2,357	1,387 (17)	3,744 (17)	677,631	654,435	10,122 4,571	27,567	22,755	332 160	705,198	677,190	10,454 4,731
9	2,158	1,275 (19)	3,433 (19)	684,957	661,973	11,772 7,848	29,356	23,208	409 273	714,314	685,180	12,182 8,121
10	1,903	1,173 (22)	3,076 (22)	690,549	666,237	11,905 7,937	30,180	23,616	418 278	720,729	689,853	12,323 8,215
11	1,656	991 (26)	2,647 (26)	703,068	675,520	11,990 7,993	30,029	23,299	424 282	733,097	698,819	12,414 8,276
12	1,484	885 (26)	2,369 (26)	721,453	720,258	12,149 8,099	14,507	14,432	419 280	735,960	734,690	12,568 8,379

- (注) 1. 対象組合数は、各年6月30日現在
2. 対象組合は、貯金残高を有する組合
3. 漁協には、平成8年度以降、特定漁連を含む（組合数欄の下段に括弧書き内数表示）
4. 特別保険料は、平成8年度以降下段に外数として表示
5. 保険料率・一般保険料 昭和63年度から平成7年度まで・・・0.012%、平成8年度から平成12年度まで・・・0.018%
・特別保険料 平成8年度から平成12年度まで・・・0.012%
6. 保険料は、前年度の保険対象貯金に当該年度の保険料率を乗じたもの
7. 13年度保険料の算出対象となる信農連、信漁連、農林中金の12年度貯金残高(単位:億円)は以下のとおり

	信農連	信漁連	農林中金
総貯金	493,173	24,163	356,192
保険対象貯金	26,021	12,150	24,883

8. 各計数は、単位未満を四捨五入

組合数・総貯金・保険対象貯金(被保険貯金)・保険料の推移(平成13年度以降)

区分 年度	農 協				漁 協				信農連				信漁連				農林中金				合 計			
	組合数	総貯金 (億円)	保険対象貯金 (億円)	保険料 (百万円)	組合数	総貯金 (億円)	保険対象貯金 (億円)	保険料 (百万円)	組合数	総貯金 (億円)	保険対象貯金 (億円)	保険料 (百万円)	組合数	総貯金 (億円)	保険対象貯金 (億円)	保険料 (百万円)	団体数	総貯金 (億円)	保険対象貯金 (億円)	保険料 (百万円)	団体数	総貯金 (億円)	保険対象貯金 (億円)	保険料 (百万円)
13	1,216	732,373	731,252	12,955 8,637	762	12,470	12,455	259 173	46	505,786	27,234	351 234	34	24,833	13,400	212 141	1	380,116	26,536	336 224	2,059	1,655,578	810,876	14,113 9,409
14	1,074	742,495	741,734	15,198	558	11,518	11,507	286	46	512,636	23,652	530	34	23,444	13,106	279	1	390,943	23,674	639	1,713	1,681,036	813,673	16,932
15	967	756,084	755,645	15,950	444	10,746	10,753	273	46	499,734	21,416	489	34	22,826	13,300	286	1	394,250	23,421	582	1,492	1,683,641	824,535	17,580
16	919	773,173	772,890	11,203	386	9,849	9,788	163	46	497,432	20,286	314	34	22,376	13,502	198	1	395,882	22,803	356	1,386	1,698,712	839,269	12,235
17	892	790,113	788,189	10,827	323	8,699	8,703	137	46	496,333	19,564	286	33	22,261	14,009	189	1	412,865	20,979	323	1,295	1,730,272	851,444	11,763
18	855	798,518	798,228	11,080	194	8,718	8,526	122	42	501,654	19,250	279	32	20,903	13,810	198	1	398,267	17,038	299	1,124	1,728,060	856,852	11,978
19	821	816,133	815,401	11,221	178	8,965	8,968	120	41	514,333	18,557	275	31	20,230	13,192	195	1	398,423	12,875	243	1,072	1,758,085	868,993	12,054
20	778	831,874	830,864	11,454	173	8,908	8,914	126	38	519,653	18,594	265	30	20,185	13,244	186	1	383,970	11,232	185	1,020	1,764,590	882,848	12,216
21	747	845,519	844,357	11,665	163	8,943	8,948	125	36	522,553	20,168	266	30	20,091	13,118	187	1	382,575	14,904	161	977	1,779,682	901,495	12,404
22	728	857,830	856,437	11,864	162	8,795	8,799	126	36	534,465	22,389	291	30	20,380	13,407	185	1	397,599	12,234	214	957	1,819,069	913,266	12,680
23	724	879,298	877,956	12,031	153	8,769	8,773	124	36	549,124	22,964	321	30	20,741	13,862	189	1	418,435	8,502	177	944	1,876,367	932,058	12,842
24	719	896,681	895,303	12,333	145	8,759	8,763	123	36	561,003	23,798	327	30	21,203	14,421	196	1	439,804	8,208	124	931	1,927,450	950,493	13,104
25	712	913,715	912,424	12,575	137	8,356	8,359	123	35	569,536	24,717	339	30	22,036	15,263	204	1	485,568	8,448	120	915	1,999,211	969,211	13,362
26	708	933,612	932,137	12,816	121	7,883	7,889	118	35	587,797	25,445	353	30	22,772	16,259	216	1	512,112	9,369	124	895	2,064,176	991,100	13,627
27	687	959,938	954,000	13,092	98	7,700	7,703	111	33	603,840	25,944	363	30	23,206	16,895	230	1	547,481	9,831	137	849	2,142,165	1,014,373	13,933
28	665	979,532	977,600	13,398	81	7,948	7,951	109	32	632,279	26,414	369	29	24,016	17,879	239	1	608,940	19,512	144	808	2,252,716	1,049,357	14,259
29	658	1,008,368	1,006,451	13,729	80	7,782	7,786	112	32	658,354	27,461	375	28	24,511	18,427	252	1	641,432	17,964	280	799	2,340,448	1,078,090	14,749

区分 年度	農 協				漁 協				信 農 連				信 漁 連				農 林 中 金				合 計			
	組合数	総 貯 金 (億円)	保険対象貯金 (億円)	保 険 料 (百万円)	組合数	総 貯 金 (億円)	保険対象貯金 (億円)	保 険 料 (百万円)	組合数	総 貯 金 (億円)	保険対象貯金 (億円)	保 険 料 (百万円)	組合数	総 貯 金 (億円)	保険対象貯金 (億円)	保 険 料 (百万円)	団体数	総 貯 金 (億円)	保険対象貯金 (億円)	保 険 料 (百万円)	団体数	総 貯 金 (億円)	保険対象貯金 (億円)	保 険 料 (百万円)
30	650	1,034,521	1,032,474	14,134	76	7,798	7,802	110	32	680,144	26,244	390	28	24,806	18,785	260	1	662,173	18,696	258	787	2,409,443	1,104,001	15,152
元	615	1,045,803	1,043,840	8,316	75	7,677	7,682	63	32	684,735	23,029	217	28	24,189	18,257	153	1	654,659	17,958	159	751	2,417,063	1,110,765	8,908
2	586	1,065,979	1,064,328	8,408	75	7,631	7,635	62	32	691,295	21,679	192	28	24,071	18,084	148	1	651,390	19,654	153	722	2,440,365	1,131,379	8,963
3	564	1,085,422	1,083,876	8,578	75	7,839	7,843	62	32	697,811	22,153	181	13	24,979	18,569	147	1	649,593	18,600	168	685	2,465,643	1,151,040	9,136
4	553	1,094,948	1,093,110	6,557	75	8,238	8,243	47	32	692,519	23,013	139	12	24,915	18,038	113	1	637,866	16,098	120	673	2,458,486	1,158,502	6,978
5	539	1,093,377	1,091,577	6,615	74	7,577	7,581	50	32	681,489	23,425	145	10	25,801	18,939	110	1	645,842	19,286	105	656	2,454,086	1,160,808	7,025
6	508	1,092,416	1,085,540	6,607	72	7,621	7,622	46	32	655,561	20,839	147	10	25,392	18,450	116	1	584,843	13,469	125	623	2,365,832	1,145,921	7,041
7	497	1,075,758	1,074,761	4,387	71	7,746	7,749	31	31	626,935	19,043	88	10	25,479	18,163	76	1	535,704	12,450	60	610	2,271,622	1,132,167	4,642

(注) 1. 平成13年4月から、信農連、信漁連及び農林中金が制度の対象に追加された

2. 対象組合数は、各年 6 月 30 日現在

3. 対象組合は、貯金残高を有する組合

4. 平成 1 3 年度の特別保険料は、下段に外数として表示

5. 総貯金及び保険対象貯金

6. 保険料率 ・ 一般保険料

平成 1 2 年度までは、当該年度の 3 月 3 1 日の残高
平成 1 3 年度以降は、当該年度(4 月 1 日 から翌年 3 月 3 1 日まで)の営業日平残
平成 1 3 年度・・・0.018% (ただし、信農連・信漁連・農林中金にあっては9か月分)
平成 1 4 年度・・・特定貯金 0.034%、その他貯金等 0.017%
平成 1 5 年度・・・決済用貯金 0.034%、一般貯金等 0.017%
平成 1 6 年度以降・・・決済用貯金 0.017%、一般貯金等 0.014%
平成 2 2 年度以降・・・決済用貯金 0.018%、一般貯金等 0.014%
令和 元 年度以降・・・決済用貯金 0.013%、一般貯金等 0.008%
令和 4年度以降・・・決済用貯金 0.010%、一般貯金等 0.006%
令和 7年度以降・・・決済用貯金 0.007%、一般貯金等 0.004%
平成 1 3 年度・・・0.012% (ただし、信農連・信漁連・農林中金にあっては9か月分)
平成 1 4 年度以降なし

・ 特別保険料

7. 保険料は、前年度の保険対象貯金に当該年度の保険料率を乗じたもの

8. 保険対象貯金(被保険貯金)は、外貨貯金等を除いた、保険対象となる貯金等の元本合計額(平成15年度分より特定決済債務を含む)

9. 各計数は、単位未満を四捨五入

(資料⑤)

令和7年度保険料（都道府県別）

(単位:千円)

都道府県	農 協		漁 協		信農連		信漁連	
	組合数	保険料	組合数	保険料	連合会数	保険料	連合会数	保険料
北海道	98	151,702	66	25,341	1	7,627	1	1,696
青 森	10	24,359	-	-	-	-	-	-
岩 手	7	46,402	-	-	1	1,199	-	-
宮 城	7	53,694	-	-	-	-	-	-
秋 田	13	36,533	-	-	-	-	-	-
山 形	15	45,957	1	186	-	-	-	-
福 島	5	81,517	-	-	-	-	1	1,656
茨 城	17	79,528	-	-	1	2,574	-	-
栃 木	10	72,168	-	-	-	-	-	-
群 馬	15	67,451	-	-	-	-	-	-
埼 玉	15	185,978	-	-	1	3,140	-	-
千 葉	17	116,383	-	-	-	-	1	31,818
東 京	14	162,593	-	-	1	2,309	-	-
神奈川	12	281,811	-	-	1	2,442	-	-
山 梨	8	32,482	-	-	1	1,219	-	-
長 野	14	138,203	-	-	1	12,037	-	-
静 岡	10	225,926	-	-	1	1,984	-	-
新 潟	8	95,769	-	-	1	2,623	-	-
富 山	14	59,297	-	-	-	-	-	-
石 川	15	59,723	-	-	1	810	-	-
福 井	2	40,682	-	-	1	663	-	-
岐 阜	7	140,670	-	-	1	2,223	-	-
愛 知	19	389,080	-	-	1	5,859	-	-
三 重	7	110,903	-	-	1	2,160	-	-
滋 賀	9	70,086	-	-	1	599	-	-
京 都	5	58,243	-	-	1	777	1	1,734
大 阪	14	203,972	-	-	1	4,903	-	-
兵 庫	14	256,812	-	-	1	14,746	1	6,278
奈 良	1	53,383	-	-	-	-	-	-
和歌山	1	74,229	-	-	1	1,932	-	-
鳥 取	3	21,491	-	-	1	266	-	-
島 根	1	40,662	1	1,520	-	-	-	-
岡 山	2	75,426	-	-	-	-	-	-
広 島	5	120,774	-	-	1	1,186	1	4,574
山 口	1	51,732	1	2,534	1	1,563	-	-
徳 島	5	37,552	-	-	1	705	1	1,200
香 川	1	77,600	-	-	1	518	1	4,461
愛 媛	11	79,932	-	-	1	995	1	3,782
高 知	3	39,686	-	-	1	3,772	-	-
福 岡	20	130,944	-	-	1	1,111	1	18,607
佐 賀	4	43,319	-	-	1	1,325	-	-
長 崎	7	29,902	-	-	-	-	-	-
熊 本	13	49,924	1	208	-	-	-	-
大 分	3	27,525	1	994	1	963	-	-
宮 崎	1	42,213	-	-	-	-	-	-
鹿児島	13	62,872	-	-	1	4,045	-	-
沖 縄	1	40,038	-	-	-	-	-	-
合計	497	4,387,127	71	30,783	31	88,279	10	75,805

	保 険 料
農林中央金庫	60,139

	組合数	保 険 料
総 計	610	4,642,133

(注)各計数は、単位未満を四捨五入

(資料 ⑥)

保険料率の推移

	保 険 料		
	一般保険料		特別保険料(注1)
昭和48年度(制度発足時)～	0.006%		—
昭和61年度	0.010%		—
昭和62年度	0.011%		—
昭和63年度～	0.012%		—
平成8年度～	0.018%		0.012%
平成13年度	特定貯金(注2)	その他貯金等	0.012%
	0.018%	0.018%	
平成14年度	0.034%	0.017%	—
平成15年度	決済用貯金	一般貯金等	—
	0.034%	0.017%	
平成16年度～	0.017%	0.014%	—
平成22年度～	0.018%	0.014%	—
令和元年度～	0.013%	0.008%	—
令和4年度～	0.010%	0.006%	—
令和7年度～	0.007%	0.004%	—

(注1) 平成8年度から13年度までの間に限定(貯金保険法附則第10条第1項)。

(注2) 当座貯金、普通貯金及び別段貯金をいう。

(資料 ⑦)

年度別損益の推移

(単位：百万円)

年度	収 益			費 用			差引剰余金 (責任準備 金繰入れ)	責任準備金 残 高 (年度末)
	保険料	その他	計	経費	その他	計		
昭和 48	191	19	210	14	—	14	195	195
49	696	67	764	35	—	35	728	924
50	803	170	973	59	—	59	913	1,837
51	940	234	1,175	87	—	87	1,087	2,925
52	1,070	312	1,382	61	—	61	1,320	4,245
53	1,203	407	1,610	67	—	67	1,543	5,789
54	1,356	483	1,839	68	—	68	1,771	7,560
55	1,508	706	2,215	70	—	70	2,145	9,705
56	1,652	857	2,510	88	—	88	2,422	12,127
57	1,813	1,062	2,876	81	—	81	2,794	14,922
58	1,946	1,299	3,245	80	—	80	3,165	18,088
59	2,069	1,544	3,614	86	—	86	3,527	21,615
60	2,218	1,734	3,952	99	—	99	3,853	25,469
61	3,421	1,973	5,395	120	—	120	5,274	30,744
62	4,447	2,124	6,572	114	350	464	6,107	36,852
63	5,153	2,298	7,451	122	350	472	6,979	43,831
平成元	5,640	2,594	8,234	141	350	491	7,742	51,574
2	6,189	3,191	9,380	152	350	502	8,878	60,452
3	6,760	3,909	10,669	156	350	506	10,163	70,615
4	7,286	4,421	11,708	153	350	503	11,204	81,820
5	7,553	4,804	12,357	208	350	558	11,799	93,619
6	7,827	4,998	12,826	212	425	637	12,188	105,808
7	8,077	4,458	12,535	229	425	654	11,880	117,689
8	15,185	4,078	19,263	298	425	723	18,540	136,229
9	20,303	3,785	24,088	401	5,441	5,842	18,246	154,475
10	20,537	3,530	24,067	417	7,948	8,365	15,702	170,178
11	20,689	3,323	24,013	429	4,596	5,025	18,987	189,165
12	20,947	3,027	23,974	509	13,996	14,505	9,469	198,635
13	23,521	2,580	26,101	544	27,853	28,398	△ 2,296	196,339

年度	収 益			費 用			差引剰余金 (責任準備 金繰入れ)	責任準備金 残 高 (年度末)
	保険料	その他	計	経費	その他	計		
14	16,931	2,017	18,949	626	29,466	30,092	△ 11,143	185,195
15	17,580	1,915	19,496	555	4,639	5,195	14,300	199,496
16	12,234	6,631	18,866	501	5,359	5,860	13,005	212,502
17	11,762	6,525	18,288	473	2,932	3,405	14,882	227,384
18	11,977	5,080	17,057	462	2,902	3,365	13,692	241,077
19	12,054	6,465	18,519	509	2,815	3,325	15,194	256,271
20	12,216	5,801	18,017	596	2,805	3,402	14,615	270,886
21	12,404	6,041	18,446	535	2,804	3,340	15,105	285,992
22	12,680	3,725	16,405	628	38	667	15,738	301,731
23	12,841	3,373	16,215	619	1	621	15,594	317,325
24	13,104	3,275	16,379	520	—	520	15,859	333,184
25	13,361	2,998	16,360	512	—	512	15,847	349,032
26	13,626	4,227	17,854	663	—	663	17,190	366,222
27	13,933	2,347	16,281	572	0	572	15,709	381,932
28	14,259	2,293	16,553	548	—	548	16,005	397,937
29	14,749	2,273	17,023	609	0	609	16,413	414,350
30	15,151	2,282	17,434	577	0	577	16,857	431,208
令和元	8,907	2,232	11,140	627	0	627	10,513	441,721
2	8,963	2,080	11,043	561	0	561	10,482	452,204
3	9,136	1,912	11,049	549	0	549	10,499	462,704
4	6,978	1,689	8,667	536	0	536	8,131	470,834
5	7,025	1,228	8,253	563	—	563	7,690	478,525
6	7,041	1,180	8,221	552	—	552	7,668	486,194
7	4,642	1,044	5,686	634	—	634	5,052	491,246

(各計数は、単位未満切捨て)

(注)

1. 平成8年度から平成14年度までは、一般勘定と特別勘定を合算した金額である。

(資料 ⑧)

保険対象貯金（被保険貯金）と責任準備金の推移

(単位：百万円)

年度	対象金融機関貯金残高		責任準備金残高 (年度末)
	総貯金	保険対象貯金	
昭和 48	11,838,851	11,611,731	195
49	13,600,474	13,387,085	924
50	15,952,531	15,679,309	1,837
51	18,152,786	17,841,247	2,925
52	20,439,450	20,056,333	4,245
53	23,055,458	22,611,312	5,789
54	25,673,432	25,132,960	7,560
55	28,150,754	27,549,035	9,705
56	30,903,326	30,228,662	12,127
57	33,190,367	32,441,830	14,922
58	35,283,000	34,456,232	18,088
59	37,824,468	36,976,269	21,615
60	40,434,642	39,485,082	25,469
61	42,478,989	41,431,519	30,744
62	45,041,874	43,855,669	36,852
63	48,437,156	47,000,938	43,831
平成元	53,270,278	51,579,441	51,574
2	58,271,515	56,334,644	60,452
3	62,859,165	60,727,033	70,615
4	65,252,792	62,945,110	81,820
5	67,595,545	65,229,478	93,619
6	69,709,764	67,309,197	105,808
7	70,423,208	67,589,987	117,689
8	70,519,806	67,718,952	136,229
9	71,431,354	68,518,044	154,475
10	72,072,942	68,985,338	170,178
11	73,309,657	69,881,889	189,165
12	73,595,974	73,468,947	198,635
13	165,557,767	81,087,634	196,339
14	168,103,589	81,367,258	185,195

年度	対象金融機関貯金残高		責任準備金
	総貯金	保険対象貯金	
15	168,364,123	82,453,452	199,496
16	169,871,221	83,926,866	212,502
17	173,027,185	85,144,435	227,384
18	172,806,041	85,685,160	241,077
19	175,808,452	86,899,279	256,271
20	176,459,041	88,284,821	270,886
21	177,968,215	90,149,442	285,992
22	181,906,862	91,326,596	301,731
23	187,636,711	93,205,781	317,325
24	192,745,002	95,049,322	333,184
25	199,921,056	96,921,118	349,032
26	206,417,588	99,109,954	366,222
27	214,216,498	101,437,252	381,932
28	225,271,589	104,935,713	397,937
29	234,044,809	107,808,971	414,350
30	240,944,299	110,400,087	431,208
令和元	241,706,335	111,076,533	441,721
2	244,036,544	113,137,892	452,204
3	246,564,305	115,104,043	462,704
4	245,848,597	115,850,153	470,834
5	245,408,551	116,080,799	478,525
6	236,583,180	114,592,074	486,194
7	227,162,248	113,216,654	491,246

(各計数は、単位未満切捨て)

- (注) 1. 対象金融機関貯金残高のうち、
- ・昭和 48 年度から平成 12 年度までは、当該年度の 3 月 31 日の残高。
 - ・平成 13 年度以降は、当該年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）の営業日平残。
2. 対象金融機関貯金残高には、平成 13 年度以降、信農連、信漁連及び農林中金の貯金残高を含む。
3. 保険対象貯金（被保険貯金）は、外貨貯金等を除いた、保険対象となる貯金等の元本合計額（平成 15 年度分より特定決済債務を含む）。
4. 責任準備金は、各年度末の残高。
5. 平成 8 年度から平成 14 年度までの責任準備金は、一般勘定と特別勘定を合算した金額。

(資料 ⑨)

運営委員会委員、役員等一覧

令和8年3月末現在

○ 運 営 委 員 会

委員長（理 事 長）	庄司 裕宇
委 員〈五十音順〉	梶 毅（静岡県信用農業協同組合連合会経営管理委員会会長）
同	木村 直人（全国漁業協同組合連合会専務理事）
同	篠田 崇（農林中央金庫常務執行役員）
同	田中茉莉子（武蔵野大学経済学部教授）
同	富永 浩明（弁護士）
同	鳥谷 礼子（一般社団法人環境金融研究機構理事）
同	福園 昭宏（全国農業協同組合中央会常務理事）
理 事	佐藤 宏昭

○ 役 員

理事長	庄司 裕宇
理 事	佐藤 宏昭
監 事	金井 千尋

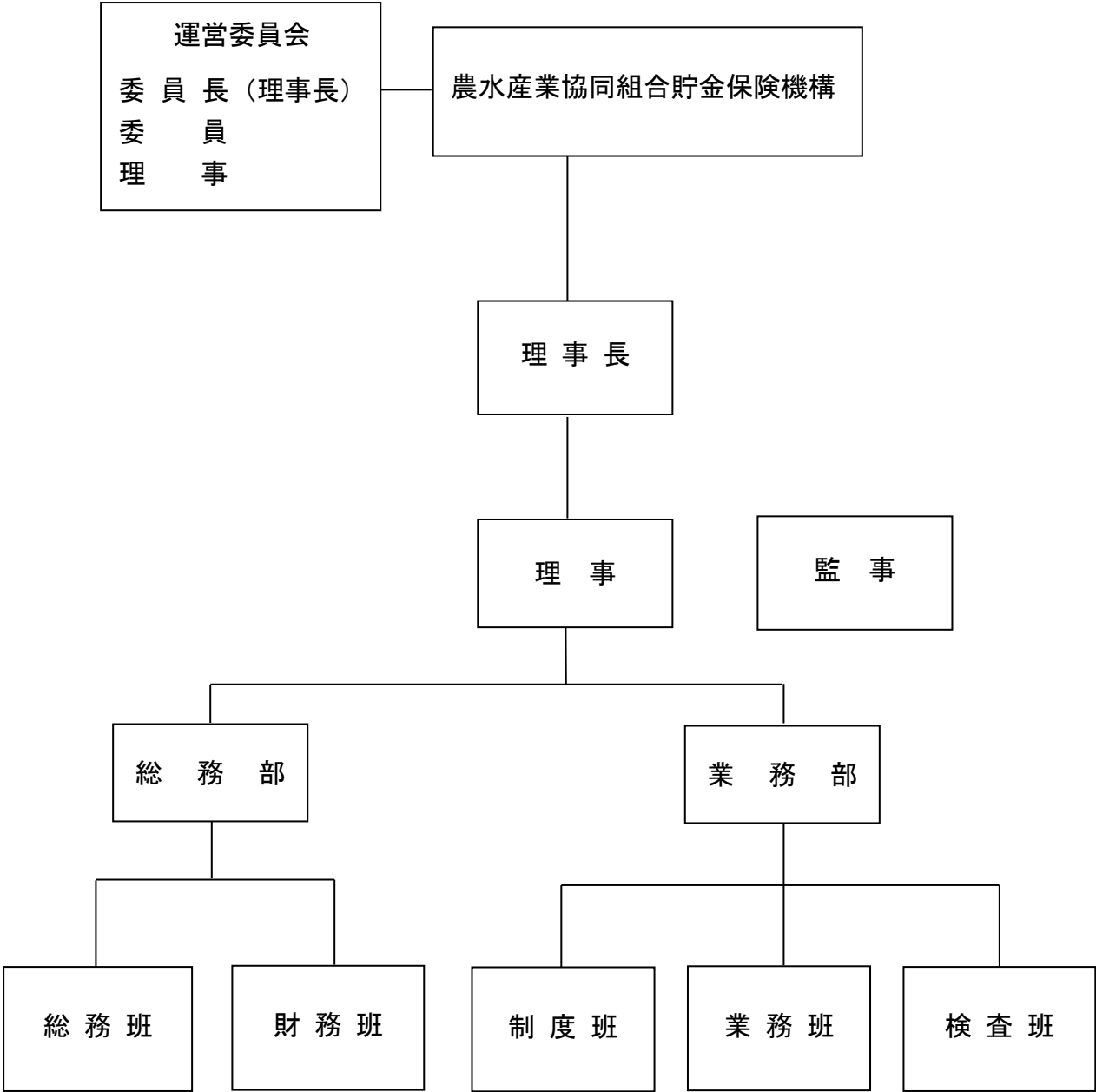
○ 幹部職員

総務部長	原 寛之
業務部長	杉本 正信

(資料 ⑩)

機構組織図

令和 8 年 3 月末現在
(令和 7 年度末定員 18 人)



(資料 ⑪)

令和 7 事業年度（第53事業年度）
主 要 業 務 日 誌

年 月 日	摘 要
7. 4. 28	監事監査（現物監査）
7. 5. 14	令和 7 事業年度第 1 回運営委員会 （①令和 7 年度業務運営方針、②令和 7 年度事前準備の基本方針、③令和 7 年度貯金者データ整備の基本方針）
7. 5. 27	監事監査（決算監査）
7. 6. 17	令和 7 事業年度第 2 回運営委員会 （①農水産業協同組合貯金保険機構運営委員会議事規則の一部変更（案）、②令和 6 事業年度農水産業協同組合貯金保険機構決算（案）、③農水産業協同組合貯金保険機構定款の一部変更）
7. 6. 18	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構株主総会出席
7. 6. 30	令和 6 事業年度決算の主務大臣承認 農水産業協同組合貯金保険機構定款の変更の主務大臣認可
7. 6. 30	貯金保険料収納
7. 7. 30	令和 6 事業年度行政コスト計算財務書類公表
7. 10. 21・29	貯金者データ整備全国説明会（農漁協系統）
7. 10. 30	令和 7 事業年度第 3 回運営委員会 （(1) 令和 7 年度基本方針の進捗報告 ①事前準備、②貯金者データ整備、 （2）富士伊豆農業協同組合訪問報告）
7. 11. 26	行政庁向け破綻処理実務全国研修会・貯金者データ整備全国説明会 （①破綻処理実務の概要と行政の役割、②破綻処理における司法手続、③貯金者データ整備の重点取組）
7. 12. 5	監事監査（中間監査）
7. 12. 11	貯金者データ整備県域等説明会（大阪府）大阪府信連・府下農協
7. 12. 12	系統指導機関向け破綻処理実務全国研修会・貯金者データ整備全国説明会 （①破綻処理実務の概要と系統の役割、②破綻処理における司法手続、③貯金者データ整備の重点取組）
7. 12. 16	漁協系統シミュレーションテスト実施
8. 1. 16	貯金者データ整備県域等説明会（石川県）石川県信連・県下農協
8. 1. 23	貯金者データ整備県域等説明会（福岡県）九州信漁連
8. 2. 6	貯金者データ整備県域等説明会（長野県）長野県信連・県下農協
8. 2. 9	農協系統シミュレーションテスト実施
8. 2. 13	貯金者データ整備県域等説明会（長崎県）農林中金長崎支店・県下農協
8. 2. 19	貯金者データ整備県域等説明会（新潟県）新潟県信連・県下農協
8. 3. 13	貯金者データ整備県域等説明会（山梨県）山梨県信連・県下農協
8. 3. 25	令和 7 事業年度第 4 回運営委員会 （(1) ①令和 8 事業年度農水産業協同組合貯金保険機構予算（案）、②株式会社整理回収機構との回収業務に関する協定の締結について、③系統債権管理回収機構との回収業務に関する協定の締結について、 （2）①中期業務目標（令和 8～10 年度）（案）、②令和 8 年度業務運営方針（案）、③責任準備金の積立状況、④令和 7 年度基本方針の進捗状況、⑤令和 8 年度事前準備の基本方針、⑥令和 8 年度貯金者データ整備の基本方針）
8. 3. 30	①令和 8 事業年度農水産業協同組合貯金保険機構予算、②株式会社整理回収機構との回収業務に関する協定の締結、③系統債権管理回収機構との回収業務に関する協定書の主務大臣認可

第2章 貯金保険制度及び機構の概要

I. 貯金保険制度の趣旨

貯金保険制度は、貯金者等（貯金保険の対象となる貯金等に係る債権者をいう。）の保護及び信用事業を行っている組合（農協、漁協、水産加工協、信農連、信漁連、水産加工連、農林中金、特定承継会社をいう。）の資金決済の確保を図るため、組合が貯金等の払戻しを停止した場合に機構が保険金等の支払と貯金等債権の買取りを行うほか、経営困難組合（主として信用事業に起因して経営が困難となった組合に限る。）に係る合併等に対する適切な資金援助、管理人による管理及び金融危機に対応するための措置並びに農林中金の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置等により、信用秩序の維持に資することを目的としている。

なお、この貯金保険制度の根拠法令等は、次のとおりである。

- ・農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）
- ・農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和48年政令第201号）
- ・農水産業協同組合貯金保険法施行規則（昭和48年大蔵省・農林省令第1号）
- ・農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成12年法律第95号）
- ・農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律施行令（平成13年政令第32号）
- ・金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）
- ・金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令（平成15年政令第118号）

（制度関連資料①（1））「貯金保険制度の拡充・整備経過」参照

Ⅱ．貯金保険制度の概要

1．対象組合

この制度の対象となる組合は、次のとおりである。これらの組合が対象貯金等を受け入れた時点で、機構、組合及び貯金者等の間で自動的に保険関係が成立することとなる。

- ・ 農業協同組合（信用事業を行うものに限る。）
- ・ 信用農業協同組合連合会
- ・ 漁業協同組合（信用事業を行うものに限る。）
- ・ 信用漁業協同組合連合会
- ・ 水産加工業協同組合（信用事業を行うものに限る。）
- ・ 水産加工業協同組合連合会（信用事業を行うものに限る。）
- ・ 農林中央金庫
- ・ 特定承継会社（令和8年3月末まで）

（注）なお、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会及び商工組合中央金庫は「預金保険制度」に加入している。

2．対象貯金等

貯金保険の対象となる貯金等の範囲は、次のとおりである。

- ・ 貯金
- ・ 定期積金
- ・ 元本補填契約のある金銭信託（貸付信託を含む。）
- ・ 農林債（保護預り専用商品に限る。）
- ・ 確定拠出年金の積立金の運用に係る貯金等

ただし、次の貯金等は、対象から除外される。

- ・ 外貨貯金
- ・ 譲渡性貯金
- ・ 特別国際金融取引勘定において経理された貯金（オフショア貯金）
- ・ 日本銀行からの貯金（国庫金を除く。）
- ・ 対象組合その他の金融機関からの貯金（確定拠出年金の積立金の運用に係る貯金等を除く。）
- ・ 機構からの貯金
- ・ 無記名貯金
- ・ 元本補填契約のない金銭信託
- ・ 農林債（募集債等）

- ・ 他人（仮設人を含む。）名義貯金
- ・ 導入貯金

3. 貯金保険制度による保護の範囲

(1) 貯金等の保護

組合が破綻したときに保護される貯金等（付保貯金）の額は、保険の対象となる貯金等のうち、決済用貯金（無利息、要求払、決済サービスを提供できること、という3要件を満たす貯金をいう。）に該当するものについては全額、それ以外の貯金等（一般貯金等）については1組合ごとに貯金者等1人当たり元本1,000万円までとその利息等である。

保険の対象となる貯金等のうち一般貯金等で元本1,000万円を超える部分及び保険対象外の貯金等並びにこれらの利息等については、破綻組合の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがある。

（図表1） 保護される貯金等の範囲

貯金等の種類			保護される貯金等の額
貯金保険の対象貯金等	決済用貯金 (注1)	当座貯金 無利息普通貯金 等	全 額 保 護
	一般貯金等	有利息普通貯金・定期貯金・貯蓄貯金・通知貯金・定期積金・農林債（保護預り専用商品に限る。）等	合算して元本1,000万円までとその利息等（注2）を保護 1,000万円を超える部分は破綻組合の財産の状況に応じて支払（一部カットされることがある。）
対象外貯金等の 貯金保険の対象	外貨貯金・譲渡性貯金・農林債（募集債等）等		保護対象外 破綻組合の財産の状況に応じて支払（一部カットされることがある。）

（注1）「無利息、要求払、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものをいう。

（注2）定期積金の給付補填金も利息と同様保護される。

(2) 決済債務の保護

決済債務とは、組合が行う資金決済に係る取引（為替取引、手形交換所において決済をすることができる手形、小切手等の呈示（提示）に基づき行われる取引、組合が自己宛に振り出した小切手に係る取引）に関し組合が負担する債務であり、例えば、組合が破綻前

に顧客から振込みの依頼は受けているものの、顧客から受け入れた資金が振込先へ移動していない取引に係る債務がこれに該当する。

決済債務は、全額保護される。

(注) 組合自身や金融業を営む者(※参照)の委託に起因する取引による債務は、原則として決済債務に該当しない。ただし、組合が業として行う取引に関する債務でない場合等は、決済債務に該当する。

(※) 金融業を営む者

農水産業協同組合、銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会、商工組合中央金庫

なお、決済債務のうち決済用貯金として経理されていないものを「特定決済債務」という。例えば、決済債務のうち、仮受金等として経理されているものが、これに該当する。

4. 組合の破綻処理

(1) 破綻処理方式(資金援助方式と保険金支払方式)

破綻処理方式には、保険金を直接各貯金者等に支払う方式(保険金支払方式)と、救済組合に破綻した組合の信用事業の全部又は一部を譲渡し、資金援助を行う方式(資金援助方式)があり、付保貯金を保護している。

金融審議会答申(平成11年12月)において、「金融機関が破綻した場合には、破綻処理に要するコストがより小さいと見込まれる処理方法を選択するとともに、破綻に伴う混乱を最小限に止めることが重要であり、金融機関の破綻処理方式としては、資金援助方式の選択を優先し、保険金支払の発動はできるだけ回避すべきである」との破綻処理の基本的な方針が示されていることから、資金援助方式の選択を優先することになっている。

① 資金援助方式の概要

資金援助とは、組合が破綻した場合、倒産法制下で、合併、信用事業譲渡等を行う救済組合に対し、機構がその合併等を容易にするようペイオフコストの範囲内で金銭の贈与等を行うものである。資金援助によって、合併等は円滑に行われ、破綻組合の付保貯金が救済組合に引き継がれ保護されることとなる。資金援助としては、金銭の贈与、資金の貸付け又は預入れ、資産の買取り、債務の保証、債務の引受け、優先出資の引受け等、損害担保(いわゆるロスシェアリング)の7つの方法が定められている。

なお、これらの処理は、実務的には破綻組合の管理が管理人により行われていることを前提としている(イ. 参照)。

ア. 民事再生法の適用

定額保護下においては、付保貯金以外の貯金等や債権については、破綻組合の財産に応じた弁済がなされる。このため、組合の破綻に際しては、これらの貯金者等や債権者の平等を保ち、財産の流出を防ぐために、貯金等の払戻しなどの組合の業務に制約を課して財産を保全することが必要であり、そのために倒産法制を利用することとなる。具体的には、破綻組合について民事再生手続開始の申立てを行い、裁判所の監督の下で、付保貯金や健全資産を救済組合に譲渡するとともに、それ以外の貯金等や債権について破綻組合の財産に応じて弁済を行うことを想定している。

イ. 管理人による管理

組合の破綻発生と同時に、都道府県知事（又は農林水産大臣及び金融庁長官。以下同じ。）から管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）が発動され、破綻組合の管理を行う管理人が選任される。（貯金保険法第 83 条、第 85 条）

なお、管理人は、都道府県知事により、機構、農業協同組合中央会、漁業協同組合連合会等の中から選任される。

破綻組合を代表し、業務の執行や財産の管理・処分等を行う権利は、管理人に専属することとなり、管理人の主な業務として想定されるものは、以下のとおりである。

- （ア）破綻直後、破綻組合は、救済組合との間で「6 か月後を目処に付保貯金、決済業務及び健全資産を救済組合へ移転すること」を主たる内容とする、信用事業譲渡に関する基本合意を締結する。
- （イ）民事再生手続開始申立てを行う。
- （ウ）破綻が週末金曜日に発生したとすれば、土曜日から日曜日までの間に、月曜日からの業務再開に向けて以下のような準備を行う。
 - ・外部チャネルの一斉閉塞、名寄せによる付保貯金算定作業、付保貯金の払戻し準備、保護しない決済債務の抽出、貯金者等申出による相殺等の新たな業務への準備等
 - ・破綻組合職員に対する今後の業務体制等の指導
 - ・経営体制の見直し、諸商品の見直し
 - ・融資基準の見直し
 - ・顧客の混乱防止を目的とした広報の徹底
- （エ）月曜日に付保貯金払戻しや決済業務、融資業務を再開。店頭混乱防止を図る。
- （オ）貸出資産等の資産切り分け作業を実施する。

- (カ) 6 か月後を目処に付保貯金や健全資産を救済組合に譲渡し、不良資産はサービスへの売却や協定債権回収会社への買取り委託により処分する。
- (キ) 約 1 年後に、破綻組合の残余財産は再生計画に基づき弁済される。
- (ク) この間、旧経営者に対する経営破綻の責任を明確にするための民事上の提訴や刑事上の告発を行うなど、裁判所、都道府県、関係外部機関及び機構本体を相手方とする多数の業務を行う。

ウ. 資金援助の態様

資金援助の制度には、以下のようなものがある。

(ア) 救済組合に対する資金援助

救済組合に対し付保貯金や健全資産等を内容とする信用事業の一部を譲渡する場合や付保貯金を移転する場合に、金銭の贈与等の資金援助ができる。その際、救済組合に譲渡することができない不良資産について、救済組合と破綻組合の連名で機構に資産の買取りを申し込むことができる。（貯金保険法第 61 条）

なお、このほか、機構として、相互援助取決めにより援助を行う信農連・信漁連及び農林中金に対し、また、農林中金の指導に基づき行われる合併等（付保貯金の移転を除く。）について支援業務を行う指定支援法人（再編強化法第 32 条第 2 項に規定する指定支援法人をいう。）に対し、それぞれ資金援助を行う途も開かれている。

(イ) 破綻組合に対する資金援助

破綻組合が救済組合に対して信用事業の一部譲渡又は付保貯金の移転を行う場合、破綻組合には事業譲渡されなかった資産と負債が残ることとなる。その際、事業譲渡されなかった負債に係る債権者が、当該信用事業譲渡によって不利益を被らないよう機構が破綻組合に対し、資金援助（金銭の贈与に限る。）を行うことができることとされている（注）。

（注）貯金保険法第 61 条の 2 では、これを「破綻農水産業協同組合の債権者間の衡平を図るため」と表現している。

具体的には、信用事業の一部譲渡によって破綻組合の資産が減少し、破綻組合に残される債権者に対する弁済率が信用事業譲渡前における当該債権者に対する予想弁済率と比較して低下してしまう場合に、これを避ける目的で機構が破綻組合に対し金銭の贈与を行うことができる。

(ウ) 追加的資金援助

信用事業譲渡や合併等において当初資金援助を行った後、未確定再生債権の全容が判明する等した段階で、救済組合から追加の資金援助の申込みを受けた場合に、機構は、追加的資金援助を決定することができる。

エ. 資金援助の手順

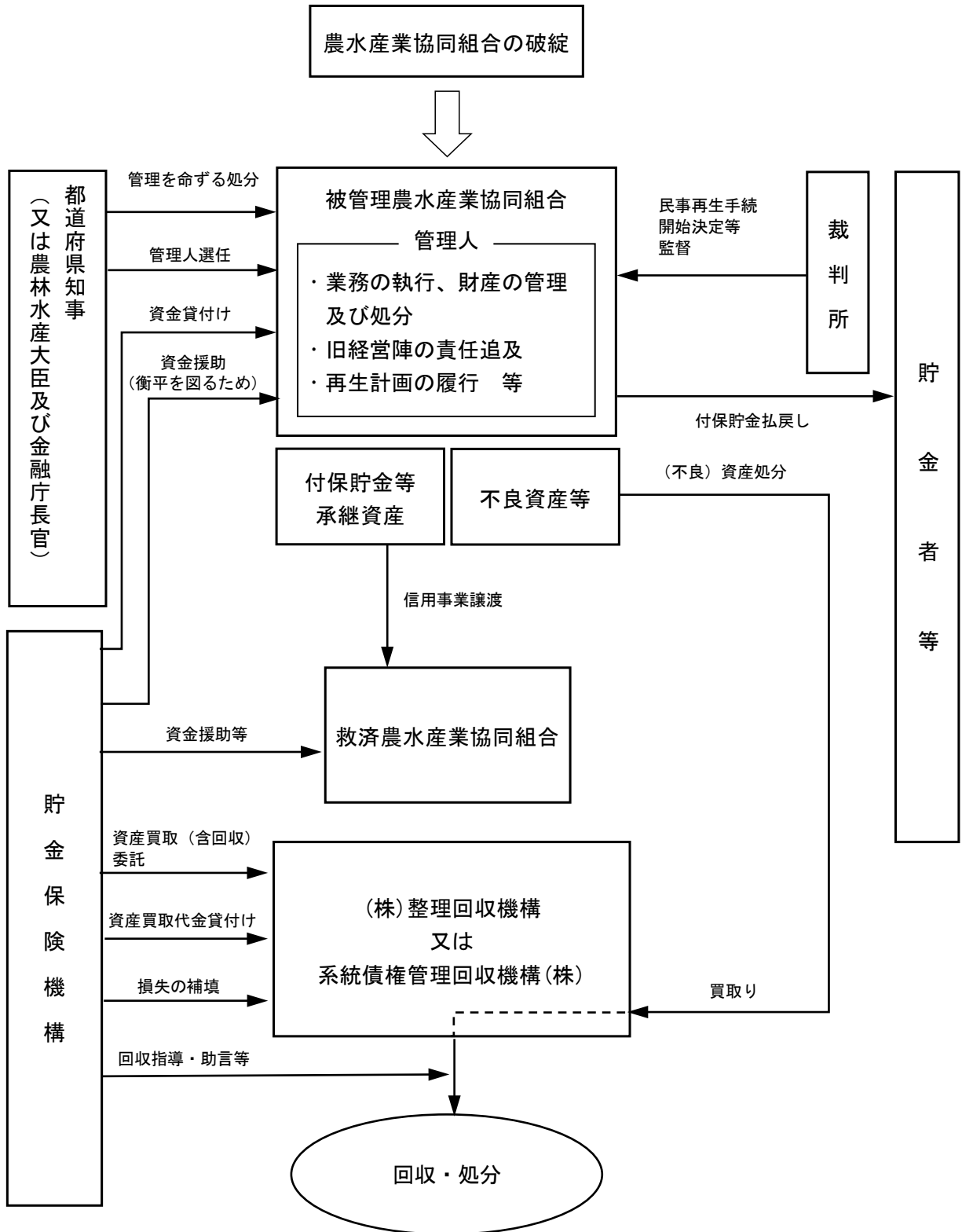
都道府県知事による合併等に関する適格性の認定（注）又は合併等のあつせんを受けた救済組合は、機構に対し資金援助の申込みを行うことができる。申込みを受けた機構は、運営委員会の議決を経て、資金援助の可否及び資金援助の額その他資金援助を行うに当たり必要と認められる事項を決定し、主務大臣の認可を受ける。機構は、この決定をしたときは、救済組合と資金援助に関する契約を締結し、資金援助を実施することとなる。

（注）適格性の認定は、次の「４条件」を全て満たす場合に限り、行うことができることとされている。

- ・当該合併等が行われることが貯金者等その他の債権者の保護に資すること。
- ・機構による資金援助が行われることが当該合併等を行うために不可欠であること。
- ・当該合併等に係る破綻組合について合併等が行われることなく、その信用事業に係る業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該破綻組合が信用事業を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。
- ・機構による資金援助が、救済組合の信用事業に係る業務の健全かつ適切な運営のために活用されることが確実であると認められること。

(図表 2)

資金援助方式による破綻処理フロー図（一例）



② 保険金支払方式の概要

ア. 保険事故（貯金保険法第 49 条第 2 項）

機構による保険金支払の原因となる保険事故には、次の 2 種類があり、保険金の支払は、保険事故が発生した組合の貯金口座の名寄せ（貯金者等ごとの付保貯金額の算定）等の準備が整い次第、貯金者等からの請求に基づいて行われる。

第一種保険事故 組合の貯金等の払戻しの停止

この場合、機構は、保険事故発生の日から 1 か月以内（必要に応じて 1 か月以内で延長が可能）に、保険金の支払を行うかどうかについて、運営委員会の議決を経て決定する。

第二種保険事故 組合の解散の議決に係る認可、破産手続開始の決定、解散命令又は法定解散（注）

この場合、機構の決定を要することなく、当然に保険金の支払が行われる。

（注）法定解散とは、組合が組織を維持するために必要な法定会員又は組合員数が欠けたことによって解散すること。

イ. 保険金の支払業務（貯金保険法第 55 条第 1 項）

貯金者等に支払われる保険金の額は、保険事故発生日に当該組合に預入れしている保険対象となる貯金等の元本とその利息等の合計額で、元本の額は、決済用貯金は全額、一般貯金等は 1 貯金者等当たり 1,000 万円までと定められている（ただし、担保貯金等については、当該担保権に係る被担保債権が消滅するまで支払を保留できることとされている。）。なお、制度発足以来、保険金の支払の実績はない。

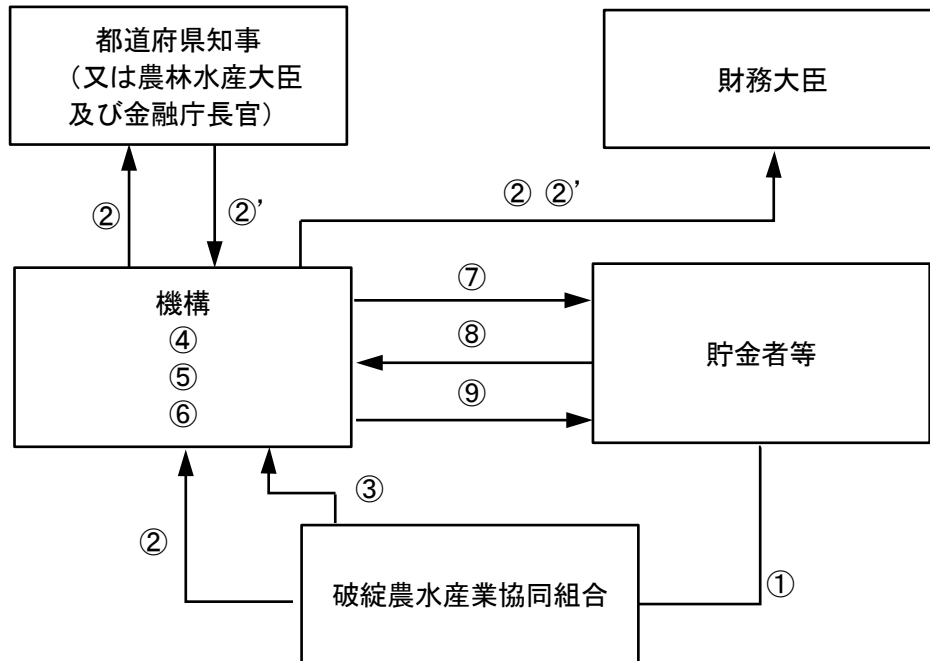
機構は、第一種保険事故が発生した場合、保険金の支払及び公告事項（保険金の支払期間、支払場所、支払方法及び支払取扱時間等）を運営委員会の議決を経て決定し、保険金の支払に関する公告事項を官報への掲載及び破綻組合等の店頭への掲示等の方法により公告し、貯金者等に周知徹底を図ることになっている。

また、第二種保険事故の場合には、当然に保険金を支払うこととなるので、機構は周知すべき公告事項を運営委員会の議決を経て決定し、公告することになる。

なお、保険金の支払を決定したとき、機構は、組合その他の金融機関に対して、保険金の支払その他これに付随する業務を委託することができる。

(図表 3)

保険金支払フロー図



① 保険事故の発生

- ・ 農水産業協同組合の貯金等の払戻しの停止（第一種保険事故）
- ・ 農水産業協同組合の解散の認可、破産手続開始の決定、解散命令又は法定解散（第二種保険事故）

② 事故通知（破綻農水産業協同組合→機構→農林水産大臣、金融庁長官及び財務大臣（及び都道府県知事））

②' 事故通知（都道府県知事（又は農林水産大臣及び金融庁長官）→機構→財務大臣）

③ 機構指定フォーマットによる貯金者データ等提出（破綻農水産業協同組合→機構）

④ 保険金額計算（機構）

⑤ 保険金の支払及び公告事項の決定（機構）（注）

（注）保険金の支払決定については、農水産業協同組合の貯金等の払戻しの停止（第一種保険事故）の場合のみ必要

⑥ 官報等の公告（機構）

⑦ 支払通知（機構→貯金者等）

⑧ 支払請求（貯金者等→機構）

⑨ 保険金の支払（機構→貯金者等）

(2) 仮払金の支払業務（貯金保険法第 55 条第 3 項）

仮払金は、保険事故が発生し、保険金の支払開始（保険金支払方式の場合）又は付保貯金の払戻し（資金援助方式の場合）までにかかりの日数を要すると見込まれるような場合、破綻組合の貯金者等の当座の生活資金等に充てるため支払われるものである。機構が仮払金の支払を行うためには、保険事故発生の日から 1 週間以内に、運営委員会の議決を経て仮払金を支払う旨の決定をすることが必要とされている。また、仮払金は、各貯金者等の普通貯金（元本部分）について、1 口座につき 60 万円を限度として支払われるが、後に保険金等が支払われる時には、この仮払金支払額はその貯金者等の保険金の額等から控除されることになる。なお、制度発足以来、仮払金の支払の実績はない。

仮払金を支払う場合には、公告等について保険金の支払と同様の手続をとることとなっており、また、仮払金の支払を決定したとき、機構は、組合その他の金融機関に対して、仮払金の支払その他これに附随する業務を委託することができる。

(3) その他の貸付け業務

管理人による管理を命ずる処分等を受けた破綻組合に対し、機構は運営委員会の議決後、主務大臣の認可を受けて、以下の目的のために必要な資金の貸付けを行うことができる。

- ① 貯金払戻しのための資金の貸付け（貯金保険法第 111 条）
- ② 決済債務の弁済のための資金の貸付け（貯金保険法第 69 条の 3）
- ③ 資産価値の減少防止のための資金の貸付け（貯金保険法第 112 条）

(4) 貯金等債権の買取り

貯金等債権の買取りは、保険事故の発生した組合の付保貯金以外の貯金等（保険対象貯金等のうち決済用貯金以外の貯金等で元本 1,000 万円を超える部分及び外貨貯金並びにこれらの利息等）を、貯金者等からの請求に基づいて、機構が概算払額（保険事故発生日における貯金等の額に保険事故が発生した組合の破産配当見込額等を考慮して決定した一定の率（概算払率）を乗じた金額）に相当する金額で買い取る制度である。この制度によって、貯金者等は弁済金・配当金の受取りを待たずに、事実上前倒しでその一部の回収が可能となる。

この概算払は、資金援助方式及び保険金支払方式のいずれの破綻処理方式においても実施できる。（貯金保険法第 70 条）

なお、機構では、買い取った貯金等債権の回収額が、買取りに要した費用を控除しても、概算払額を超えるときは、その超える部分の金額を貯金者等に追加的に支払うこととなっている（精算払）。（貯金保険法第 73 条）

機構が貯金等債権の買取りを行う場合には、概算払率について運営委員会の議決を経

て、主務大臣の認可を受けた後、買取期間、買取場所及び支払方法を定め、公告することになっている。（貯金保険法第 72 条）

（図表 4）組合が破綻した場合の貯金等の取扱いの概念図

（太線内が貯金保険によって保護される）

貯金等の分類			1, 000万円まで	1, 000万円超		
貯金保険の対象貯金等	当座貯金・無利息普通貯金 等	決済用貯金（注 1）	全額保護 元本全額を保護			
	有利息普通貯金・定期貯金、定期積金、農林債（保護預り専用商品に限る。）等	一般貯金等	定額保護 元本 1, 000万円までとその利息等（注 2）を保護	概算払 元本 1, 000万円を超える部分及び外貨貯金とこれらの利息等 × 概算払率	精算払	一部カットの可能性
対象外貯金等	外貨貯金					
	譲渡性貯金、農林債（募集債等）等		破綻組合の財産の状況に応じて支払			

（注 1）「無利息、要求払、決済サービスを提供できる」という 3 要件を満たすものをいう。

（注 2）定期積金の給付補填金も利息と同様保護される。

（5）再生特例法に基づく手続

機構は、再生特例法により、破綻した組合の再生・破産手続を円滑に進めるため、貯金者等に代わって、再生・破産債権の届出（貯金者表を作成の上、裁判所に提出）、再生計画案に関する議決権の行使などを行うことになっている。（再生特例法第 19 条、第 40 条）

機構が議決権を行使するときは、同意しようとする再生計画案の内容をあらかじめ貯金者等に通知・公告する。

（6）協定債権回収会社

機構は、債権回収会社との間で協定を締結し、その協定を実施するため各種業務を行うことができることとされている。具体的には、協定債権回収会社に対し、

- ① 協定の定めによる回収業務の円滑な実施に必要な資金の出資を行うこと
- ② 協定の定めによる業務の実施により協定債権回収会社に生じた損失の補填を行うこと
- ③ 協定の定めによる資産の買取りのために必要とする資金その他回収業務の円滑な実施

のために必要とする資金について、協定債権回収会社からの申込みに基づき、資金の貸付け又は資金の借入れに係る債務の保証を行うこと

- ④ 協定の定めによる業務の実施により協定債権回収会社に生じた利益の納付を受けること
 - ⑤ 回収業務の実施に必要な指導及び助言を行うこと
- 等ができる。

5. 立入検査業務

貯金保険法では、同法の円滑な実施を確保する観点から、主務大臣又は都道府県知事が必要であると認める場合には、機構に組合に対する立入検査を行わせることができると規定されている。機構が行うことができる立入検査は、貯金保険法第 117 条第 6 項に規定されており、

- (1) 保険料の納付が適正に行われていること（同項第 1 号）
 - (2) 組合に義務付けられている名寄せのためのデータベース及びシステムの整備が講ぜられていること、並びに支払対象貯金等に係る保険金の支払又はその払戻しが円滑に行われるよう機構による名寄せ結果データを速やかに処理するためのシステムの整備が講ぜられていること（同項第 2 号）
 - (3) 組合が破綻したときの貯金等債権について弁済を受けることができると見込まれる額（同項第 3 号）
- の 3 項目となっている。

6. 保険料の収納業務

(1) 保険料の納付

貯金保険対象組合は、毎年、その年の 6 月 30 日までに機構に保険料を納付することが義務付けられている。（貯金保険法第 50 条）

保険料は、機構が行う資金援助や保険金支払の業務の原資となるものである。

なお、機構は、保険料の受入れ事務を信農連、信漁連及び農林中金に委託して行っている。

(2) 保険料の額

保険料は、前年度の保険対象貯金等の残高（前年度各営業日の残高の平均）に保険料率を乗じた額である。

(3) 保険料率の決定

保険料率は、運営委員会の議決を経た上で、主務大臣の認可を受けて決定し、公告す

ることになっている。

(4) 保険料率の推移

平成 30 年度までは、保険料率は制度発動の支出額の割合（いわゆる事故率）をベースとして算定していた。平成 22 年度から平成 30 年度は、決済用貯金 0.018%、一般貯金等 0.014%であった。

令和元年度に、責任準備金の積立目標額を設定し保険料率を算定する「金額設定方式」を導入した。これを受け、預金保険制度との規模の対比から 5,000 億円、目標達成までの期間を 10 年程度として、保険料率を決済用貯金 0.013%、一般貯金 0.008%とした。令和 4 年度より、責任準備金の積立目標額（5,000 億円）は従来どおりとするとともに、積立目標を確実に達成できる水準の保険料率として、決済用貯金 0.010%、一般貯金 0.006%にそれぞれ引き下げられた。

令和 7 年度から、それまでの「金額設定方式」に代え、預金保険制度や海外の制度で採用されている、付保預貯金等の規模の変動に応じて責任準備金を調整する「比率設定方式」を導入した。これを受け、貯金伸び率の見通しを年率 1 %と置いて計算された、令和 16 年度の推定付保貯金の見込額の 0.7%（5,400 億円程度）を責任準備金積立の達成の目安として保険料率を算定し、決済用貯金 0.007%、一般貯金 0.004%とした。

（資料⑥）「保険料率の推移」参照

7. 金融危機への対応のための業務

農林水産大臣及び内閣総理大臣は、次の(1)又は(2)の措置を講じなければ、我が国又は当該組合が業務を行っている地域の信用秩序維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議（内閣総理大臣が議長）の議決を経て、当該措置を講ずることができる。

- (1) 組合（(2)の組合を除く。）の自己資本充実のために行う機構による優先出資の引受け等
- (2) 破綻又は債務超過の組合に対し、機構による保険金の支払に必要な費用の額を超える額の資金援助（この場合は、組合に対し、管理を命ずる処分が行われる。）

なお、本業務に必要な財源としては、借入金（7及び8の業務を合わせた借入限度額：8兆9,000億円（国会の議決による政府の債務保証あり。））及び事後的に組合の負担金（負担金で不足するときは政府の補助）を充てることとされている。

8. 農林中金の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置への対応のための業務

農林水産大臣及び内閣総理大臣は、次の(1)又は(2)の措置を講じなければ、金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議（内閣総理大臣が

議長)の議決を経て、当該措置を講ずることができる。

(1) 機構による農林中金の業務の遂行並びに財産の管理及び処分の監視(特別監視)

(2) 農林中金の財務の状況に照らして必要に応じて行う機構による資金の貸付け等又は優先出資の引受け等

なお、本業務に必要な財源としては、借入金(7及び8の業務を合わせた借入限度額:8兆9,000億円(国会の議決による政府の債務保証あり。))及び事後的に組合の負担金(負担金で不足するときは政府の補助)を充てることとされている。

9. 震災特例業務

機構は、東日本大震災の被災地域における農協・漁協の金融機能を維持・強化するとともに貯金者に安心感を与えることを目的として、平成23年度より再編強化法に基づき9組合の優先出資を取得してきたが、平成30年度までに全額消却されたことにより、支援額は全額返済された。

(制度関連資料①(2))「東日本大震災に関する特例措置の拡充・整備経過」参照

(制度関連資料②)「再編強化法に基づく優先出資の実績」参照

10. 東日本大震災事業者再生支援業務

機構は、(株)東日本大震災事業者再生支援機構の出資者として株主総会に出席し、決算状況を把握するとともに、事業者への支援状況の把握に努めている。

(制度関連資料①(2))「東日本大震災に関する特例措置の拡充・整備経過」参照

Ⅲ. 機構の組織等

1. 設 立

機構は、貯金保険法に基づく貯金保険制度の運営主体として、昭和 48 年 9 月 1 日に設立された認可法人である。

2. 資本金

資本金は設立以来 300 百万円であったが、平成 24 年 2 月に東日本大震災事業者再生支援勘定に政府から 1,320 百万円、平成 30 年 6 月に東日本大震災事業者再生支援勘定に政府から 660 百万円の追加出資を受けており、現在 2,280 百万円となっている。

各出資者及び出資額は、次のとおりである。

○政 府	2,055 百万円
○日本銀行	75 百万円
○農林中金	75 百万円
○信農連等	67.5 百万円
○信漁連等	7.5 百万円

3. 責任準備金

機構は、毎年度末の決算において、保険料及び資産運用収入等の収益から資金援助事業費及び一般管理費等の費用を差し引いた残額を全額責任準備金に繰り入れ、保険金等の支払及び資金援助に必要な資金として積み立てている。

4. 借入金及び政府保証

機構は、資金援助等の業務（金融危機への対応に係る業務を除く。）を行うために必要な資金を農林中金等から 2,000 億円を限度に借り入れることができる。また、金融危機対応に係る業務を行うために、別途 8 兆 9,000 億円を借り入れることができる。なお、これらの借入れについては、国会の議決を経た金額の範囲（予算）内で、政府保証を受けることができることとなっている。

5. 運営委員会の議決事項

機構の運営に関する重要事項の議決機関として「運営委員会」が設けられ、委員 7 人以上並びに機構の理事長（委員長）及び理事で構成されている。

運営委員会の議決事項は、貯金保険法のほか、事業者再生支援機構法に規定されている。

＊貯金保険法に定める議決事項

- 定款の変更
- 業務方法書の作成及び変更
- 予算及び資金計画
- 決算
- 保険料率の決定及び変更
- 第一種保険事故に係る保険金支払の決定及び決定期限の延長の申請
- 仮払金支払の決定
- 保険金・仮払金支払の公告の決定（支払期間、支払場所、支払方法等）
- 資金援助の決定
- 決済債務の弁済のための資金の貸付けの決定
- 貯金等債権買取りの決定
- 概算払率の決定
- 貯金等債権買取りに係る公告の決定（買取期間、買取場所、概算払額の支払方法、提出書類等）
- 精算払に係る公告の決定（支払額、支払期間等）
- 金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な資金の貸付け又は債務の保証の決定
- 特別監視指定に係る農林中金が保有する資産の買取りの決定
- 協定債権回収会社との協定内容の決定
- 協定債権回収会社に対する出資額の決定
- 協定債権回収会社に提示する資産の買取価格、損失の補填その他の資産の買取りの委託に関する条件の決定
- 協定債権回収会社に対する資金の貸付け又は協定債権回収会社による資金の借入れに係る債務の保証の決定
- 貯金等の払戻しのための資金の貸付け、資産価値の減少防止のための資金の貸付けの決定
- その他運営委員会が特に必要と認める事項

＊事業者再生支援機構法に定める議決事項

- 事業者再生支援機構への出資
- 配当に相当する額の分配
- 東日本大震災事業者再生支援勘定の残余財産の分配

6. 財 務

毎年度の予算及び資金計画は、主務大臣の認可を受けて執行・実施することとなっており、決算は、年度終了後、主務大臣の承認を受けることとなっている。

なお、業務上の余裕金は、国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有、金融機関への預金等の方法で運用することとなっている。

(1)貯金保険制度の拡充・整備経過

項 目	昭和48年 制度発足時	その後の変更又は追加事項					
		昭和49年	昭和61年	平成8年	平成9年	平成10年	平成13年
1. 対象金融機関【法律】	農協 漁協 水産加工協			6月 特定漁漁(漁協から信用 事業を譲り受けた信漁 漁)を追加			4月 信漁漁・信漁漁・水産加 工漁漁・農林中央金庫 を追加
2. 資本金【認可】	300百万円 政府 75 日銀 75 農中 75 信漁等 75						
3. 保険料率【認可】	0.008%		61年5月0.010% 62年4月0.011% 63年4月0.012%	6月 0.018%			14年の保険料から 平場方式導入 特定貯金 0.018% その他貯金等0.018%
特別保険料【政令】				0.012%			(13年度まで)
4. 保険金支払【法律】	債務控除			6月 債務控除規定廃止 担保貯金の支払保留	保留順序の変更		4月 保険対象に公金、金融 信託、農林債の一部を 追加 特定貯金(当座・普通・ 別限貯金)は、15年3月 末まで全額保護
保険金支払限度額 (1貯金者当たり)【政令】	100万円	6月 300万円	9月 1,000万円				1,000万円の元本及 びその利息等
5. 仮払金支払【法律】 同限度額(普通貯金 1口座当たり)【政令】			9月 導 入 20万円				4月 60万円
6. 貯金等債権買取り 【法律】					4月 導 入		
7. 資金援助【法律】			9月 導 入 合併、信用事業再建措 置に対する資金援助	6月 信用事業の全部 破綻に対する資 金援助を追加	12月 新設合併に対す る資金援助を追加	5月 救済組合等に対する 劣後ローン供与を追 加 経営困難組合からの 資産の直接買取りを追 加 信漁子会社等による 不良資産買取り支援 を追加	4月 信用事業の一部破綻、 付保貯金移転する資 金援助追加 救済組合に対する優先 出資の引受け、損害担 保を追加 債権者間の衡平を図る ための資金援助、追加 的資金援助を追加 協定債権回収会社に対 する資産の買取り・回収 委託を追加 貯金等の払戻し資金の 貸付け、資産価値減少 防止のための資金の貸 付けを追加
8. 決済債務の保護 【法律】							
9. 借入金 政府保証【法律】			9月	6月		5月 導 入	
借入限度額【政令】	100億円		1,000億円	1,500億円			4月 2,000億円
10. 管理人制度【法律】							4月 管理人が、管理を命ずる 処分を受けた組合の経 営権を掌握する制度を 導入
11. 金融危機への対応 (システミック・リスク) 【法律】 システミック・リスク対応 借入限度額【政令】							4月 システミック・リスク対策 として、優先出資の引受 け等、ペイオフコスト組 の資金援助の特例を導 入 1,000億円
12. 農林中央金庫の 資産及び負債の秩序 ある処理に関する措置 【法律】 借入限度額【政令】							
13. 貯金者代理制度							4月 機構が、貯金者を代理し て、再生手続又は破産 手続に関する一切の 行為ができる制度を導入

- (注) 1. 上記に関連する金融制度調査会答申等
昭和45年 7月「一般民間金融制度のあり方等」
昭和60年 5月「金融自由化の進展とその環境整備」
平成 7年12月「金融システム安定化のための諸施策」
平成10年 1月「金融システム安定化のための緊急対策」(政府・自民党)
平成11年12月「特別処置終了後の預金保険制度及び金融機関の破綻処理のあり方について」(金融審議会)
平成14年 9月「決済機能の安定確保のための方策について」(金融審議会)
2. 6及び7については、貯金の全額保護のため、時限的措置として平成13年度末までの特例措置(貯金等債権の特別買取り、特別資金援助)を実施
3. 13については、「農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律」の制定により導入。
4. 1の特定承継会社は、特定農業協同組合等の信用事業の全部又は一部を譲り受け、暫定的に維持継続し、これを農林中金に引き継がせることを主たる目的として設置される農林中金の子会社をいう。

そ の 後 の 変 更 又 は 追 加 事 項								
平成14年	平成15年	平成16年	平成23年	平成28年	平成30年	令和元年	令和4年	令和7年
				4月 特定承継会社を追加 (平成38年3月末迄)				
			300百万円 政府 75 日銀 75 農中 75 償還等 75 1,320百万円 政府 1,320 事業者再生支援勘定		300百万円 政府 75 日銀 75 農中 75 償還等 75 1,980百万円 政府 1,980 事業者再生支援勘定			
特定貯金 0.034% その他貯金等 0.017%	決済用貯金 0.034% 一般貯金等 0.017%	決済用貯金 0.017% (22年度～ 0.018%) 一般貯金等 0.014%		4月 保険料の一部返還規定 追加		決済用貯金 0.013% 一般貯金等 0.008%	決済用貯金 0.010% 一般貯金等 0.008%	決済用貯金 0.007% 一般貯金等 0.004%
	4月 決済用貯金の全額保護							
	特定貯金(当座・普通・ 別段貯金)は、17年3月 末まで全額保護							
1月 ▶ 指定支援法人に対 する資金援助を追加								
	4月 決済債務の全額保護の 制度を導入 決済債務の弁済のため の資金の貸付けの制度 を導入							
							(次項12と併せて) 8兆9,000億円	
						4月 優先出資の引受け等、 農林中央金庫の資産及 び負債の秩序ある処理 に関する措置を導入 (前項11と併せて) 8兆9,000億円		

(2) 東日本大震災に関する特例措置の拡充・整備経過

① 再編強化法関係（平成30年9月30日をもって業務終了）

平成23年7月改正 (平成23年9月26日施行)
・ 特定優先出資等の取得（平成29年3月31日まで）
・ 優先出資の消却に必要な金銭の贈与 ^{※1}
・ 損害担保契約に係る損失の補填 ^{※2}
・ 借入金 借入限度額 ^{※3} 2,000億円

※1、※2 貯金保険法第34条第3号に規定する資金援助とみなす。

※3 貯金保険法施行令第4条に規定する借入限度額。

② 事業者再生支援機構法関係

平成23年11月成立 (平成24年1月26日施行)
・ 東日本大震災事業者再生支援機構に対する出資
(平成24年2月) (平成30年6月)
出資額 13.14億円 → 19.778億円

※ 東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行う期間は、令和3年3月31日をもって満了。
(新たな支援申込の受付終了)

（制度関連資料 ②）

再編強化法に基づく優先出資の実績

東日本大震災に対処して改正された農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律に基づく指定支援法人（一般社団法人ジェイエイバンク支援協会及び一般社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会）から優先出資の取得を行った。

【当機構が取得した優先出資の概要】

（令和８年３月末現在）

	取得総額	取得口数	取得価格 (1口あたり)	取得日	返済（消却）日
大船渡市農業協同組合	9,211百万円	9,211千口	1,000円	平成24年2月24日	平成28年5月27日
そうま農業協同組合 [現：ふくしま未来農業協同組合]	8,409百万円	2,803千口	3,000円	平成24年2月24日	平成28年1月13日
ふたば農業協同組合 [現：福島さくら農業協同組合]	8,194百万円	8,194千口	1,000円	平成24年2月24日	平成28年1月13日
南三陸農業協同組合 [現：新みやぎ農業協同組合]	1,080百万円	1,080千口	1,000円	平成24年3月23日	平成28年3月25日
いしのまき農業協同組合	4,423百万円	4,423千口	1,000円	平成24年3月23日	平成28年3月25日
仙台農業協同組合	8,959百万円	8,959千口	1,000円	平成24年3月23日	平成28年3月25日
名取岩沼農業協同組合 [現：仙台農業協同組合]	600百万円	600千口	1,000円	平成24年3月23日	平成28年3月25日
みやぎ亘理農業協同組合 [現：仙台農業協同組合]	1,488百万円	297.6千口	5,000円	平成24年3月23日	平成28年3月25日
宮城県漁業協同組合 [東日本信用漁業協同組合連合会に信用事業譲渡]	5,512百万円	5,512千口	1,000円	平成24年3月23日	平成30年7月27日

（注）すべての震災特例組合に対する支援額が全額返済されたことにより、平成30年9月30日をもって震災特例業務を終了し、震災特例勘定を廃止するとともに、当該勘定の残余の額119,923千円を平成30年11月9日に国庫納付した。

令和8年9月

編集・発行／農水産業協同組合貯金保険機構

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階

電話 03-3285-1270 (代) FAX 03-3285-1274

-1270 (総務班直通)

-1280 (財務班直通)

-1272 (制度班直通)

-1278 (業務班直通) <貯金者相談窓口>

-1279 (検査班直通)

URL : <https://www.sic.or.jp/>